

建産連NEWS

KENSANREN NEWS

No. **185**
2025/7



▲北部家畜保健衛生所(仮称)鳥瞰パース

2 巻頭言

建設産業とともに／東日本建設業保証株式会社埼玉支店長

行政情報

3 1. 北部地域振興交流拠点基本構想について

8 2. 県営住宅の団地再生事業等について

14 3. 県立教育施設の長寿命化について

県内プロジェクト紹介

20 北部家畜保健衛生所（仮称）新築工事について

告知版

25 1. 市町村における入札制度改善に向けたハンズオン支援について

28 2. 盛土規制法に基づく規制の開始について

32 3. 「インフラDX 特別賞」の創設について

担い手確保・育成コーナー

34 1. 建築系学生奨励事業 第25回 卒業設計コンクール展開催

42 2. ものづくり大学卒業生の就職動向について

44 3. 工業高校卒業生の就職動向について

46 4. ワンポイント講座 より良い改修工事の実現に向けて

49 5. 講習会案内

県内経済の動き

50 公共工事前払金保証統計から見た県内の公共工事等の動き（令和6年度）

55 会員だより

56 総会等の結果について

60 連合会日誌

建設産業とともに

東日本建設業保証株式会社
埼玉支店長 栗原 圭一



一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には、平素より当社の前払金保証事業等の運営に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新年度が始まって早々トランプ大統領は、相手国の関税障壁等を踏まえて自国の関税を引き上げる「相互関税」として、日本には累計24%の関税を課すことを明らかにしました。直後に上乗せ分の14%については適用が7月まで延期されたものの、関税措置の内容は刻々と変化しており、対応はおろか予測すら難しい状況が続いています。建設産業にとっては、従来から持続可能な建設業の実現に向けて様々な取り組みを進めているなかで、この関税措置の行方がサプライチェーンの混乱や資材価格への転嫁などで、さらなる負担とならないことを願うばかりです。

当社は1952年(昭和27年)の設立以来、公共工事の前払金保証事業を通じて、建設産業とともに歩んでまいりました。

公共工事の前払金制度は、着工時に多額の資金を必要とする公共工事において、工事の円滑な施工を支援するため1952年に創設されました。当初は建設省(当時)が全面的に採用し、埼玉県でも同年のうちに制度化されるなど、公共工事の発注機関で逐次導入が進みました。

今日では、国や地方公共団体、その他の公共団体等で広く採用され、同時に当社の前払金保証も多くの建設企業の皆様にご利用をいただいております。

最近では工期の半ばで当初の前払金に追加して支払いを行う中間前払金制度の普及が進んだことや、国土交通省が創設した地域建設業経営強化融資制度に基づき、工期後半から完成前後で工事出来高に応じた融資が受けられる融資制度(建設経営サービ

スのKKS出来高融資など)が利用可能な発注機関も徐々に拡大したことで、当社およびグループ会社の建設経営サービスにおいて、工事の着工から完成までの各段階に応じた資金調達手段を提供できるようになりました。

ところで、2024年3月、日本銀行は17年ぶりの利上げで金融政策を転換し、マイナス金利政策の解除に踏み切りました。

建設産業にとっては、時間外労働の上限規制や適正工期の確保によって工期が長期化するなか、工事資金を借入で賄う場合には金利上昇の影響が避けられません。また、2024年11月以降の下請法の運用見直しによる手形等のサイト短縮や、2026年までに約束手形の利用廃止が予定されていることで、資金調達方法や決済手段の見直しにそれぞれ対処する必要性が生じています。

工事代金を速やかに現金化して手元資金を確保し、支払先への決済に充てることが求められますので、そのような中で当社の前払金保証や中間前払金保証、KKS出来高融資をはじめとするグループ会社の金融サービスが、建設産業に携わる皆様のお役に立つことができれば幸いです。

これからも、当社およびグループ会社は、建設産業の課題解決に向けた取り組みに積極的に関わりながら、前払金保証事業等を通じて公共事業の円滑な推進と建設産業の健全な発展に貢献できるよう努めてまいりますので、一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、最後になり甚だ恐縮ではございますが、各制度の普及過程では発注機関各位のご理解と、建設産業に携わる皆様に多大なるご支援・ご協力をいただいております。この場をお借りして御礼を申し上げます。

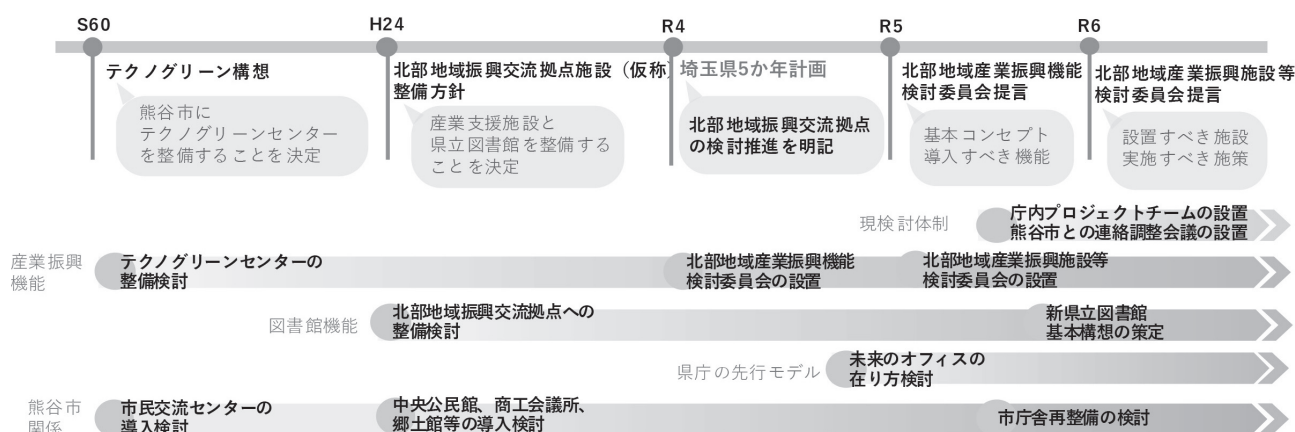
北部地域振興交流拠点基本構想について

埼玉県企画財政部 北部拠点政策幹

1. 検討の経緯

北部地域振興交流拠点は、県政運営の基礎である埼玉県5か年計画（令和4年度～8年度）において「変化に向き合う中小企業・小規模事業者の支援」の主な取組の一つとして明記され、産業労働部に検討委員会が設置されるなど北部地域の産業支援の視点で検討が進められてきました。

その後、県庁舎再整備の検討も開始される中、県の将来の組織のあり方を踏まえた地域機関の集約化に関する要素も加え、北部地域振興交流拠点を未来の県庁の先行モデルとしても位置付けることとなりました。これを受けて、企画財政部のもと関係部局の職員による庁内プロジェクトチームを設置し新たな体制で検討が開始されるとともに北部地域振興交流拠点に市役所整備を検討している熊谷市との連絡調整会議も設置されました。



2. 北部地域振興交流拠点に整備する施設

北部地域振興交流拠点は、以下の「新たな施設」と「集約・移転施設」により構成されます。

新たな施設	産業振興施設、新埼玉県立図書館（窓口機能）※、埼玉県立病院サテライト
集約・移転施設	■熊谷地方庁舎 北部地域振興センター、熊谷県税事務所、消費生活支援センター熊谷、北部環境管理事務所、熊谷点字図書館、熊谷保健所、北部教育事務所 ■単独庁舎 大里農林振興センター（熊谷・深谷）、熊谷県土整備事務所、熊谷建築安全センター、営繕・公園事務所 ■埼玉県立高等看護学院 ■本庁機能の一部、サテライトオフィス

※新埼玉県立図書館は、北部地域振興交流拠点に整備する窓口機能及び近隣に整備予定の外部書庫により、一体的にサービスを提供します。

3. 現状と課題

(1) 県北部地域の状況

県北部地域は県内有数の農業地帯として全国トップクラスの生産量を誇る野菜をはじめとした

様々な農畜産物の生産が行われています。

一方で、前述の埼玉県5か年計画において、人口の流出(特に20歳台)や急速な高齢化が課題とされ、魅力ある雇用の創出による若年世代の転入・定着を促進するなど地域の活性化が必要であるとしています。

(2) 県施設の状況

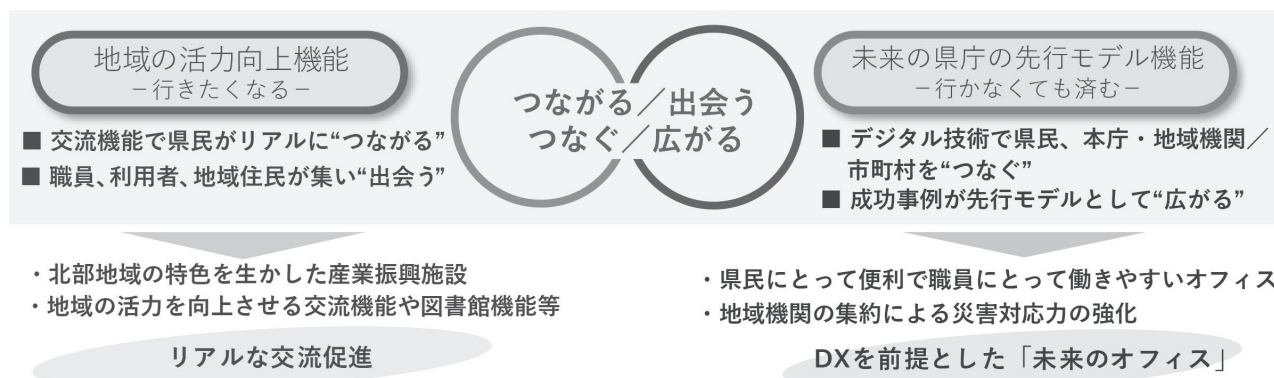
県北部地域の地域機関には、築年数が50年を超えるなど、建物や設備の老朽化が進むとともに執務環境の悪化も見られます。これらの施設を個別に維持管理することは非効率であることに加え、従来の発想で建設されていることから、今後の社会環境の変化やデジタル技術の進展、可変性のあるオフィスへの対応などが困難となっています。

同様に、県立熊谷図書館や県立高等看護学院においても老朽化が課題となっています。

4. 目指す姿

(1) 基本理念

北部地域振興交流拠点の基本理念を「DXの進展を前提とした未来の公共施設の先進モデル」とし、「地域の活力向上」と「未来の県庁の先行モデル」という2つの機能を最大限発揮することを目指して機能ごとに施設を整備することとしました。



(2) 基本方針

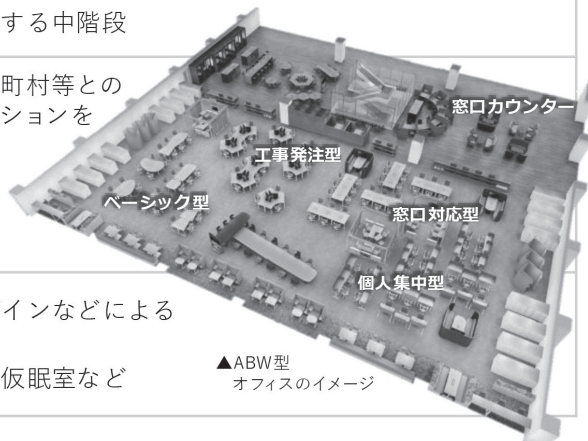
基本理念に基づき、次の5つの基本方針を定めました。

① 県北部地域の活力の向上

産業振興機能	■ 創業支援、研究開発支援や異業種連携などのワンストップ支援 ■ 地域産業を支える担い手の育成 ■ 地域の特色を生かした食と農のイノベーション創出 ■ コンベンションホールを活用した交流促進・情報発信	▲コンベンションホール (ふれあいキューブ)
新埼玉県立図書館 (窓口機能)	■ デジタル技術を活用した非来館型サービスを目指しつつ、貸出不可資料の閲覧など来館を要するサービスを北部地域振興交流拠点に集約して実施	
埼玉県立高等看護学院	■ デジタル技術を活用した医療教育など時代に即した学習環境の整備	
埼玉県立病院サテライト	■ 地域の医療機関と連携した高度専門医療サービスの提供 (本院で治療が終わった患者の経過観察、紹介を受けた患者の初診など)	

② 未来の県庁の先行モデルの実現

可変性・柔軟性のある オフィススペース	■業務の特性・内容に応じて働く場所を選択できるABW型オフィス ■柔軟にレイアウトを変更できるオフィス ■段階的なセキュリティゾーニング ※ ABW (Activity Based Working) 仕事の内容に合わせて、働く場所を自由に選択する働き方
コミュニケーションの 創出・活性化	■部署を超えて人が集まる「場所」の設置 ■フロア間の交流を促進する中階段
AIなどデジタル技術の 活用	■本庁舎や地域機関、市町村等とのリアルなコミュニケーションを実現する技術の活用 ■スマートビル機能によるエネルギーマネジメント
Well-being	■バイオフィリックデザインなどによる快適性・健康性の向上 ■快適な休憩スペースや仮眠室など ▲ABW型 オフィスのイメージ



③ 安心・安全の確保

耐震性、安全性の確保	■耐震・制震・免震から施設規模や用途を踏まえ、最適な構造形式を採用
ライフライン途絶時の バックアップ機能	■非常用自家発電設備、耐震性貯水槽、行政防災無線、通信回線の複数整備 など
フェーズフリー発想に 基づく設備	■非常時の電気自動車からの充電 ■災害対策支部スペースやバックアップオフィスなどへの可変性を備えた執務空間
その他	■様々な防災情報を一覧できるマルチディスプレイ ■災害時に必要となる資機材、食料、飲料水、医薬品・衛生物品など物資の備蓄倉庫

④ 環境への配慮

省エネ・創エネ	■ペロブスカイト太陽電池などの先進技術を活用し、太陽光や太陽熱など地域の特性を生かした再生可能エネルギーの積極的な導入 ■高効率な照明・空調、日射遮蔽、外皮性能向上、昼光利用、自然換気の導入などによる省エネルギーの徹底 ■ZEBやCASBEEの認証取得を通じた高い環境性能の実現
木・緑の活用	■県産木材の積極的な活用による木造化・木質化 ■施設の壁面や屋上の緑化
資源の有効活用	■耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再製品の優先的な使用 ▲木材を活用したイメージ (小鹿野町役場)



⑤ 誰もが使いやすい施設

ユニバーサルデザイン ジェンダー主流化の視点	■プライバシーへの配慮がなされた相談スペース ■車いす利用者も安全・快適に移動できる動線 ■視認性の高い、分かりやすい案内サイン ■安心して利用できる授乳室、休憩スペース、トイレ
---------------------------	--

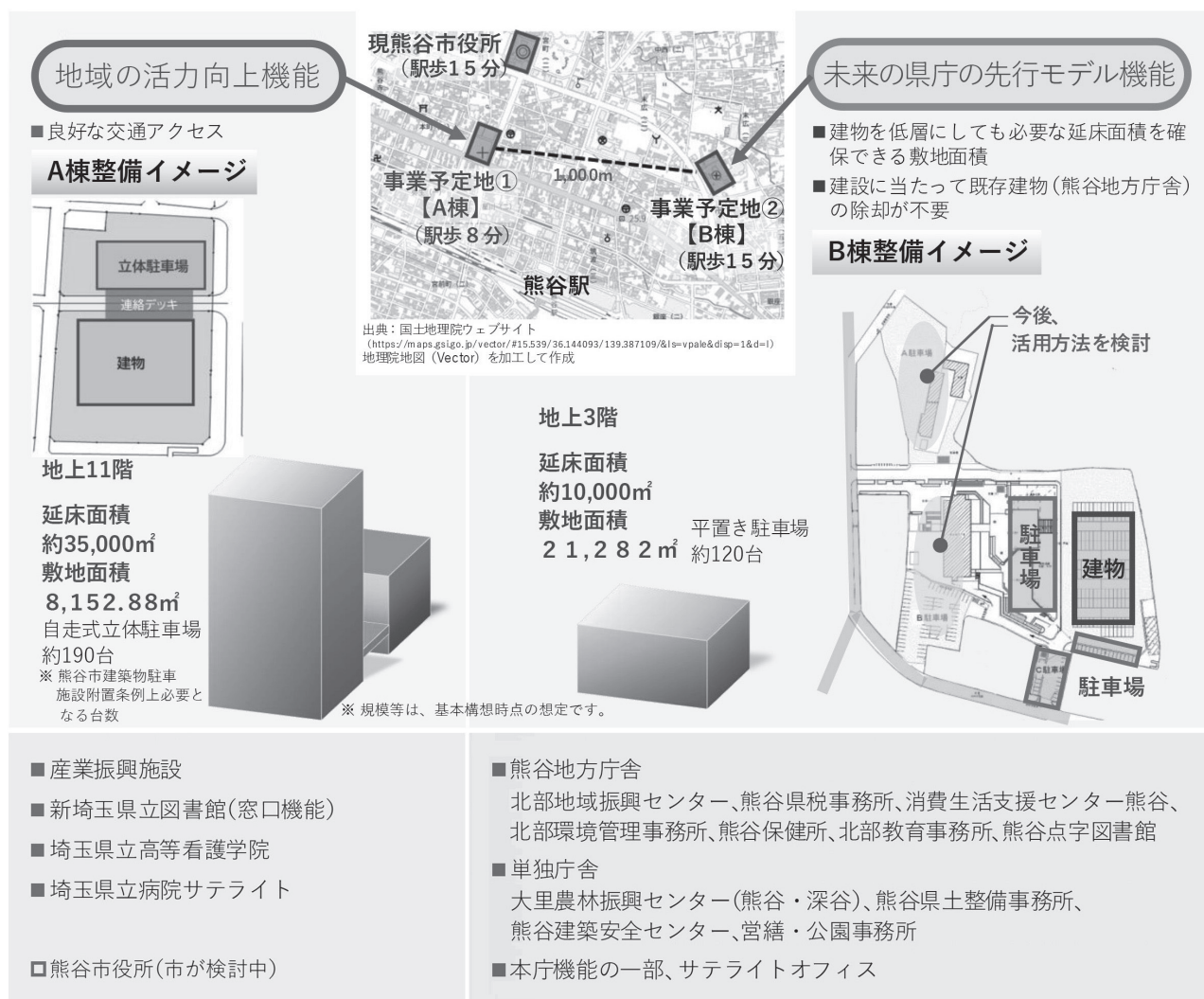
5. 施設規模

県の施設に熊谷市役所を加えた北部地域振興交流拠点の全体規模は約45,000㎡となる見込みです。また、熊谷市建築物駐車施設附置条例を踏まえた駐車台数を確保します。

①産業振興施設(共用部含む)	約7,900㎡
②新埼玉県立図書館(窓口機能)	約1,000㎡
③埼玉県立高等看護学院	約3,500㎡
④埼玉県立病院サテライト	約600㎡
⑤県地域機関等	約10,000㎡
計(県施設)	約23,000㎡
(参考) 熊谷市役所	約22,000㎡

6. 施設配置の考え方及び建設予定地

北部地域振興交流拠点については、「4.目指す姿」の「基本理念」で示したとおり2つの機能が最大限発揮されるための施設配置とし、次のとおり整備します。



7. 事業手法及び事業スケジュール

(1) 事業手法

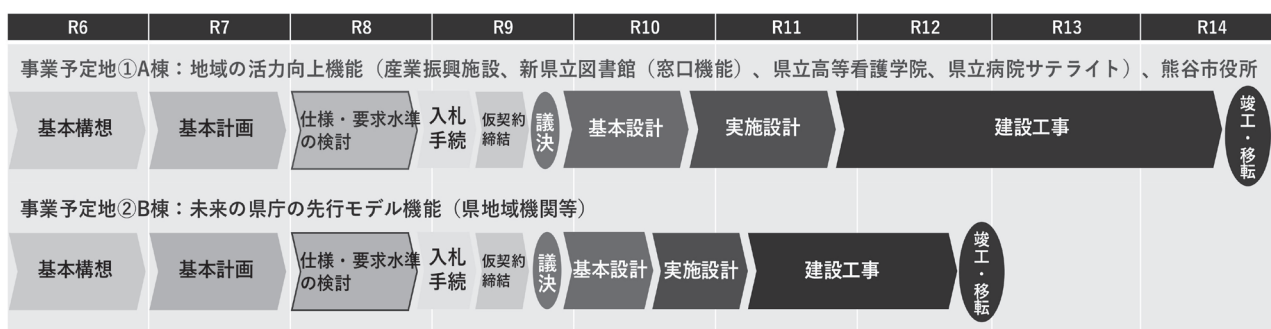
本事業において想定される事業手法として、「従来方式」、「DB方式」、「DBO方式」、「PFI(BTO)方式」、「リース方式」、「LABV」のメリットとデメリットを検討しました。

基本計画において、財政支出の削減・平準化、整備期間、事業者の参入意向・競争性の確保、民間ノウハウの活用可能性などの観点から効率的・効果的な事業手法を選定します。

(2) 事業スケジュール

最短の事業期間で整備した場合のスケジュールは以下のとおりです。

今後、整備内容や規模、事業手法の検討とあわせスケジュールの精査を行います。



8. 概算整備費

北部地域振興交流拠点の整備費については、類似事例及びサウンディング調査を踏まえ、建設費を1㎡あたり70万円～100万円として試算しました。もっとも、近年の建築資材や労務単価の上昇は著しく、今後の物価変動等によっては整備費が増加する可能性もあります。整備費については、基本計画以降において詳細な整備計画や建設市況に基づいて改めて検討します。また、施設の機能充実を図りながらも、財政状況等を踏まえ、整備費の抑制についても検討します。

施設	建設費	設計・工事監理費	立体駐車場整備費	合計
A棟(県 公の施設・熊谷市役所) 延床面積 35,000㎡ 自走式立体駐車場 約190台	245.0～350.0億円	12.7～17.8億円	14.2～19.8億円	271.9～387.6億円
B棟(県 地域機関等) 延床面積 10,000㎡ 平置き駐車場 約120台	70.0～100.0億円	4.9～6.9億円	—	74.9～106.9億円
計	315.0～450.0億円	17.6～24.7億円	14.2～19.8億円	346.8～494.5億円

9. 今後の進め方

令和7年度には、基本構想の内容を具体化する基本計画を策定します。同計画策定に向け、施設の構造や設備、フロア配置などに加え、熊谷市との調整も進めながら施設のモデルプランを取りまとめるとともに、事業費の精査などを行ったうえで事業手法を決定するなど、今後の発注に向けた取り組みを進めてまいります。

県営住宅の団地再生事業等について

埼玉県 都市整備部 住宅課

1. 団地再生事業とは

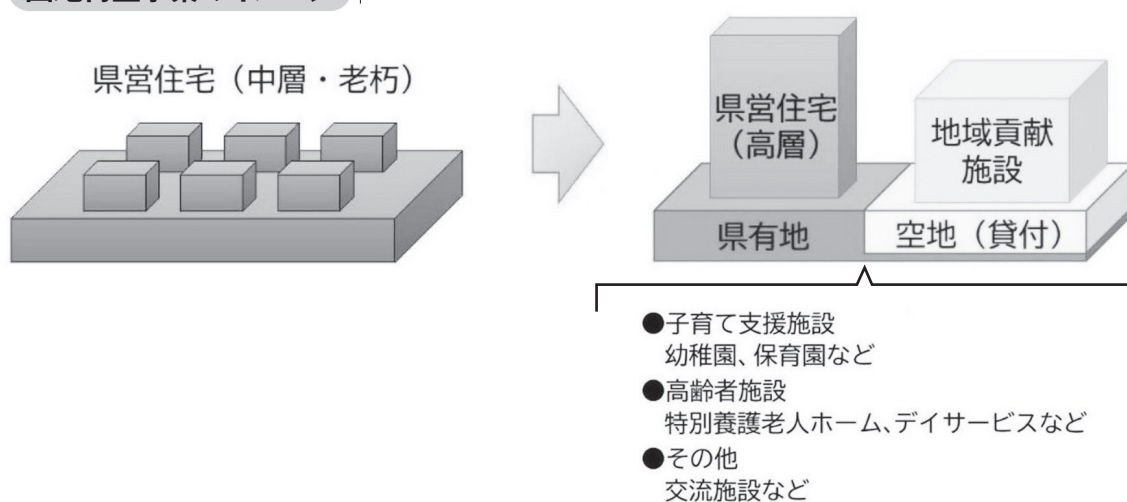
本県の総人口は現在約732万人ですが、令和2年国勢調査によると令和22年(2040年)には700万人を割ることが見込まれており、一方で令和2年の本県の高齢者(65歳以上)人口は過去最高の約193万人で高齢化率は27.0%となっており今後も増加する見込みです。県営住宅でも高齢化は進んでおり、65歳以上の入居者が占める割合は約40%になっています。

また、県営住宅の建設時期は、全戸数の約1/2が昭和40年代から昭和50年代に集中しています。公営住宅の耐用年限は70年とされており、建設時期の古い建物では耐用年限まで20年未満となっています。

このように県営住宅を取り巻く状況が変化している中で、県では老朽化した県営住宅の建替えなどにより生み出した敷地や利用されなくなった敷地を民間事業者へ賃貸し、福祉施設や団地・地域への貢献施設の導入を進める団地再生事業を実施しています。

この事業により、団地や地域の住民の利便性向上を図るほか、賃料収入を生み出すことで、老朽化に伴い改修費等が増加傾向にある県営住宅の維持管理や運営の費用にその収入を充てることができます。

団地再生事業のイメージ



期待される事業効果

①地域の利便性向上 ②住民の交流促進 ③賃料収入

令和6年度には、県営大宮長山住宅で団地再生事業の事業者を公募し、事業者を決定しました。

2. 県営大宮長山住宅における団地再生事業の事業者選定について

(1) 県営大宮長山住宅の事業用地

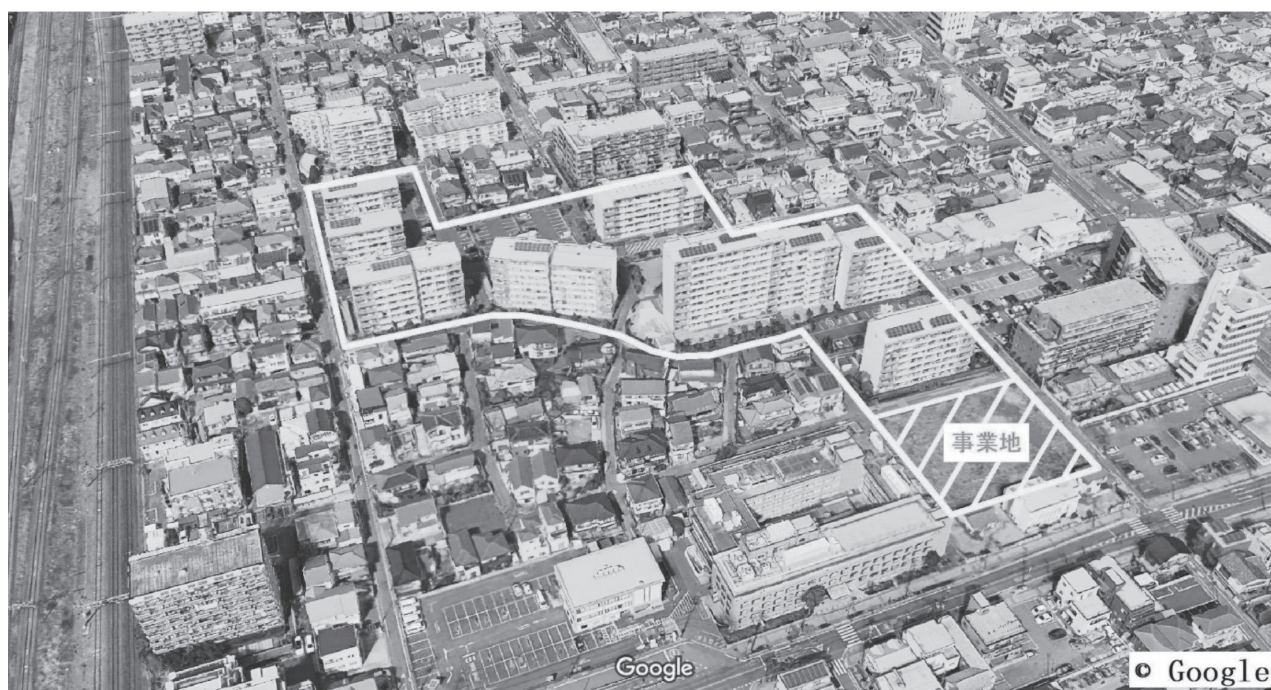
県営大宮長山住宅は、大宮駅の隣駅である鉄道博物館駅から東に約600mに位置する敷地面積が約22,000㎡の比較的規模の大きい県営住宅です。平成16年から平成23年度にかけて老朽化した中層の住棟を高層の住棟へ建替え、これにより団地南側に約2,100㎡の土地を生み出しました。

令和6年度に、この創出地を団地再生事業用地として団地や周辺地域に貢献するサービスを提供する事業者を公募しました。

県営大宮長山住宅の概要

※令和6年2月1日時点

項 目	内 容
所 在 地	さいたま市北区東大成町1丁目159他
団地敷地面積	21,935㎡
最 寄 駅	埼玉新都市交通線鉄道博物館駅より徒歩9分 東武アーバンパークライン北大宮駅より徒歩10分
住 棟 の 規 模	7棟384戸
建 替 年 度	平成16年度～平成23年度
入居世帯数※	353世帯（うち65歳以上がいる世帯：226世帯）
入 居 者 数 ※	587人
65歳以上	285人（48.6%）
18歳未満	40人（6.81%）



県営大宮長山住宅全景

(2) 公募について

公募では必須機能と任意機能を設定し、必須機能は認知症や要介護の高齢者等ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう市の指定を受けて行う地域住民向けサービス※とし、任意機能は団地や周辺地域に貢献する機能（任意機能の例：高齢者施設、子育て支援施設、医療施設等）としました。

また賃貸条件として、事業者が団地再生事業地を以下の賃貸条件で賃借し、自らの資金で施設を整備・所有して、維持管理・運営する独立採算型事業であることとしました。

※「令和6(2024)年度さいたま市地域密着型サービス事業者公募要領(令和6年5月23日さいたま市福祉局長寿応援部介護保険課)」の「2 公募するサービス種類」のうち、日常生活圏域が北区(東部)又は市内全域(北区(東部)が含まれる場合に限る)の地域密着型サービス

賃貸条件

項 目	内 容
契 約 形 態	借地借家法第22条に基づく定期借地権設定契約
賃 貸 料 (年間)	応募者が提案する導入機能の用途に応じて県の財産貸付料の算定基準に基づき算出された基準賃貸料以上で、応募者が事業提案書において提案する価格
賃 付 面 積	2,139.81㎡
賃 付 期 間	創出地引渡し日から50年(土地返還時の建築物等除却期間を含む)
保 証 金	賃貸料提案価格と同額
創出地引渡し時期	令和7年1月以降
創出地引渡し条件	現状引渡し
貸付期間満了後	県に返還

(3) 事業者の選考について

事業者の選定に際しては、学識経験者等及び県職員で構成する「県営大宮長山団地再生事業事業者選定委員会」を設置しました。公募の結果1者から応募があり、応募者や提案内容が募集要項に規定する要件を満足していることが確認できたため、選定委員会において、団地及び周辺地域の居住者等へのサービス内容及び事業の安定性・継続性等について、①事業コンセプト、②事業計画、③施設計画、④運営計画の審査項目ごとの評価の視点に基づいて、提案内容を審査しました。

応募者と提案内容

- 法 人 名……社会福祉法人永寿荘
- 代 表 者……理事長 永嶋 正史
- 法人所在地……埼玉県さいたま市西区高木602
- 提 案 内 容

施設規模		2階建て、延べ面積 約 1,220㎡
主な導入機能	必須機能	・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	任意機能	・デイサービス ・居宅介護支援事業所 ・暮らしの保健室 ・地域交流スペース

各項目の評価の視点

審査項目配点：①事業コンセプト20点、②事業計画35点、③施設計画20点、④運営計画25点

審査項目		評価の視点	配点
①	事業コンセプト	- 提案された事業コンセプト(目的・意義等)が本事業の目的に合致しているか。 - 団地や周辺地域の現状や課題を的確に捉えているか。 - サービスを提供する対象者の設定が妥当であるかどうか。 - サービス内容及び提供方法の考え方が妥当であるか。	20点
②	事業収支計画 ・資金計画	- 資金調達及び毎年度の収支計画が、明確な根拠に基づき確実かつ安定的なものか。 - 不測の資金需要への対応策が適切か。	10点
	事業規模	施設規模が、地域の需要を考慮し、また明確な需要予測に基づいた適正な規模となっているか。	5点
	リスク管理	- 事業を実施するにあたって特に影響が大きいと想定されるリスクが抽出され、顕在化させないための仕組み及び顕在化した場合の対応策が適切か。 - 社会情勢の変化(利用者や職員の確保など)への対応策及び事故、災害・疫病等のリスクを想定した対応策が適切か。	5点
	賃貸料	賃貸料提案価格が基準賃貸料以上となっているか。	10点
	スケジュール	スケジュールは実現可能か、早期に創出地活用施設の運営が開始されるスケジュールとなっているか。	5点
③	建築計画	- 周辺環境等に配慮した配置計画、建築計画となっているか。 - 団地や周辺地域の住民が気軽に訪れやすい配置計画や外構計画となっているか。 - 利用者の特性を踏まえ、安全で快適に施設を利用できるような施設面での優れた提案がなされているか。 - 周辺環境に調和した景観形成への配慮や再生可能エネルギーの積極的な導入、省エネルギー化に配慮された施設の提案がなされているか。	20点
④	運営方針及び体制	必須機能及び事業者の提案による任意機能が有機的に連携し、一体的かつ円滑な運営が可能な方針及び体制となっているか。	10点
	地域等への貢献	団地や周辺地域の居住者に貢献する仕組みや工夫がなされているか。	15点

事業者選定委員会で、事業提案書の審査及び応募者のヒアリングを行い、5人の委員が一人当たり上記100点の持ち点で評価した結果、438点の評価点で最優秀提案者となり審査講評は次のとおりでした。

事業者選定委員会の審査講評

応募者の提案は、豊富な実績とこれまでに培われたノウハウをもとにした優れた内容となっており、本事業の目的である県営大宮長山団地や周辺地域に貢献するサービスの提供について、様々な工夫がなされていた。

創出地活用施設への導入機能については、必須である地域密着型サービスとしての地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のほか、任意機能としてのデイサービス(通所介護)、居宅介護支援事業所、暮らしの保健室及び地域交流スペースの提案があった。

提案審査においては、事業コンセプト及び地域等への貢献について、暮らしの保健室や地域交流スペースを設けることで団地や周辺住民の居場所づくりに配慮がなされている点を高く評価した。

また、運営方針や体制について、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)

に入所できる要介護度でなくてもデイサービスや暮らしの保健室などを利用できるように連携する点も高く評価した。いわゆるフォーマルサービスとインフォーマルサービスがうまくかみ合い、支援が必要な高齢者にサービスが確実に届くことを期待したい。

建築計画については、団地や周辺住民の利用が想定されるデイサービスや暮らしの保健室などを団地側に配置するという配慮が見られた一方で、団地側からのアクセスや車両動線計画、設備計画については工夫の余地があった。

50年という長期にわたる事業となるが、応募者には、団地及び地域住民が安心して安全に暮らし続けられるよう、事業を推進していただきたい。

(4) 事業者の決定について

県は、選定委員会の審査結果を踏まえて令和7年2月に社会福祉法人永寿荘と定期借地権設定契約を締結しました。現在、令和8年度のオープンに向けて、事業者と協議を行っています。

施設イメージ

(※今後の協議により一部変更となる可能性があります。)



3. その他の団地再生事業について

これまでに3つの県営住宅で団地再生事業を実施しました。

団地再生事業で民間事業者が整備・運営しているサービス

岩槻諏訪山下住宅	大宮東宮下住宅	大宮植竹住宅
H20.4 オープン	H26.11 オープン	R2.4 オープン
貸付期間：30年間	貸付期間：50年間	貸付期間：50年間
事業者：社会福祉法人	事業者：社会福祉法人	事業者：社会福祉法人
● 高齢者施設 ・特別養護老人ホーム ・ショートステイ ・デイサービス ● 地域交流スペース	● 高齢者施設 ・特別養護老人ホーム ・小規模多機能型居宅介護 ・地域福祉活動拠点 ● 地域交流スペース	● 子育て支援施設 ・認可保育所 ● 高齢者施設 ・特別養護老人ホーム ・居宅介護支援 ・ショートステイ ・訪問介護 ● 地域交流スペース
		
事業者名：社会福祉法人名栗園	事業者名：社会福祉法人欣彰会	事業者名：社会福祉法人光彩会

4. その他の県営住宅敷地の活用事業

県では、団地再生事業以外にも県営住宅の敷地の有効活用を図っています。

県営大宮東宮下住宅では、建替えにより生じた土地を事業者に賃貸し、コンビニエンスストアを誘致しています。

また、県営浦和高層住宅では、時間貸し駐車場を誘致しています。



大宮東宮下住宅



浦和高層住宅

5. 県営住宅における有効活用を検討中の未利用地について

今後の人口減少や県営住宅の老朽化に伴い、公営住宅等の供給に余裕が見込まれる地域では県営住宅の戸数が減っていく可能性があり、これにより未利用の県営住宅敷地が増えていくことが予想されます。

これまでに実施した建替えや耐用年限による住宅の解体により、現在、次の県営住宅(用途廃止したものを含む)において、未利用地をどのように有効活用できるか模索しています。ご関心のある方は連絡先までお問い合わせください。

未利用地の活用等を模索している県営住宅

県営大宮砂住宅(さいたま市見沼区東大宮3-5-1)	2,630㎡
県営久喜青葉住宅(久喜市青葉2-9)	敷地A:約10,000㎡／敷地B:約4,500㎡(範囲検討中)
旧県営行田忍住宅(行田市城西1-563-2)	3,716㎡
旧県営鴻巣原馬室住宅(鴻巣市小松3-4764-7)	705㎡

連絡先

埼玉県都市整備部住宅課 住宅経営担当

電話

048-830-5569

県立教育施設の長寿命化について

埼玉県 教育局 教育総務部 財務課

1. はじめに

埼玉県では、少子高齢化や人口減少など県財政に大きな影響を与える課題を抱えながら、過去大量に整備された公共施設が老朽化し、更新時期の集中が危惧されています。施設の老朽化問題は、新たな社会資本の整備を困難にするだけでなく、既存施設の維持管理すら難しくなり、行政サービスの提供に支障をきたす可能性があります。

一方、公共施設は、昨今の社会情勢において多様化する県民のニーズに柔軟に対応し、質の高いサービスを持続的に提供していく必要があります。

こうした観点から県有資産に関する課題を整理し、今後の管理や利活用の基本的な考え方や方向性を明らかにすることを目的として、平成27年3月に県管財課が「県有資産総合管理方針」を策定しました。

これを受けて県教育局では、令和3年3月に県立教育施設に係る資産類型別方針である「教育局資産マネジメント方針」(以下、「マネジメント方針」という)を策定し、県立学校や社会教育施設の効率的・効率的な維持管理と将来の財政負担の縮減・平準化に取り組んでいくこととしました。

マネジメント方針では、県教育局が所管する県立の高等学校、特別支援学校の校舎・実習室、体育館、武道場、食堂兼合宿所や社会教育施設の主要な建物のうち、延床面積が200㎡以上の建物を対象として計画を策定しています。

計画当時は下表のとおり、高等学校の校舎が473棟、体育館が239棟、特別支援学校の校舎が166棟、体育館が37棟、社会教育施設が51棟が方針の対象となっており、整備状況により随時見直しを行っています。

マネジメント方針により、県立教育施設としての建物の老朽化対策及び教育環境の向上のみならず、予防保全による建物の長寿命化を目的とした、適正な建物の改修等が計画・実施されるものとしています。

教育局資産マネジメント方針における対象施設の概要 (R2.4時点)

「教育局資産マネジメント方針」から転載

施設種別		棟数 (棟)	総階数 (階)	総面積 (㎡)
高 校	校舎(教室棟・管理棟・実習棟等)	473	1,677	1,374,817
	体育館(体育館・格技場)	239	508	388,731
	食堂等(食堂兼合宿所)	187	407	160,277
特 支	校舎(教室棟・管理棟)	166	356	227,411
	体育館(体育館・プレイルーム)	37	72	35,630
社会教育施設		51	125	137,886
合 計		1,153	3,145	2,324,752

※高等学校：139校、
特別支援学校：36校、
社会教育施設：19施設
(直営13施設、指定管理6施設)

2. 長寿命化の取組

(1) マネジメント方針策定の経緯

マネジメント方針の対象となっている県立学校や社会教育施設の多くが昭和50年前後に集中して建設されており、この時期に建設された建物が令和7年3月末時点で全体の約88%（棟数ベース）を占めます。

マネジメント方針の策定前、高等学校の校舎等の大規模改修は年5棟程度のペースで実施していましたが、建物の老朽化による不具合が増え続け、施設の老朽化が教育活動に支障を与えかねない状況となっていました。

マネジメント方針の策定により、予防保全型の改修を行うことで建物の長寿命化が図られ、改修や建替えによるコストの平準化や削減に寄与することが期待されています。

(2) 施設の改修方針

① 大規模改修等の実施

県立教育施設について現状の改修内容は、次表のとおりです。

改修内容について

「教育局資産マネジメント方針」から転載

予算事業	内 容
大規模改修	屋上防水改修・外壁改修・内装改修・設備改修・ バリアフリー改修・トイレ改修を実施（全体改修）
中間改修	校舎の屋上防水改修・外壁改修（部分改修）・設備改修（部分改修）・ バリアフリー改修・トイレ改修（劣化状況により部分改修）を実施
個別維持修繕 （事後保全）	● 定期点検等での是正（3年サイクルで点検実施） ● 部位ごとの小破修繕

学校改修では、学校運営の関係上、工事の時間的制約、代替施設の確保、夏休み期間を中心とした短工期発注とそれに伴う工事内容の縮小・分割など、多くの制約があり、理想的な改修サイクルで工事を行えないのが現状です。

② 改修サイクルの設定

マネジメント方針において、目標とする建物の耐用年数は、施設の実態を踏まえ、原則80年以上を目標としています。

学校施設の目標とする耐用年数の目安

「教育局資産マネジメント方針」から転載

	RC・SRC造	S造	CB造	木造	軽鉄・プレハブ
減価償却耐用年数	47年	34年	38年	22年	7年
中長期計画での設定	80年	80年	—	—	40年
長寿命化計画の設定	80年以上	80年以上	40年以上	40年以上	40年以上

※上記は目標値であり、建物の老朽化状態や躯体の強度等により耐用年数は異なる。

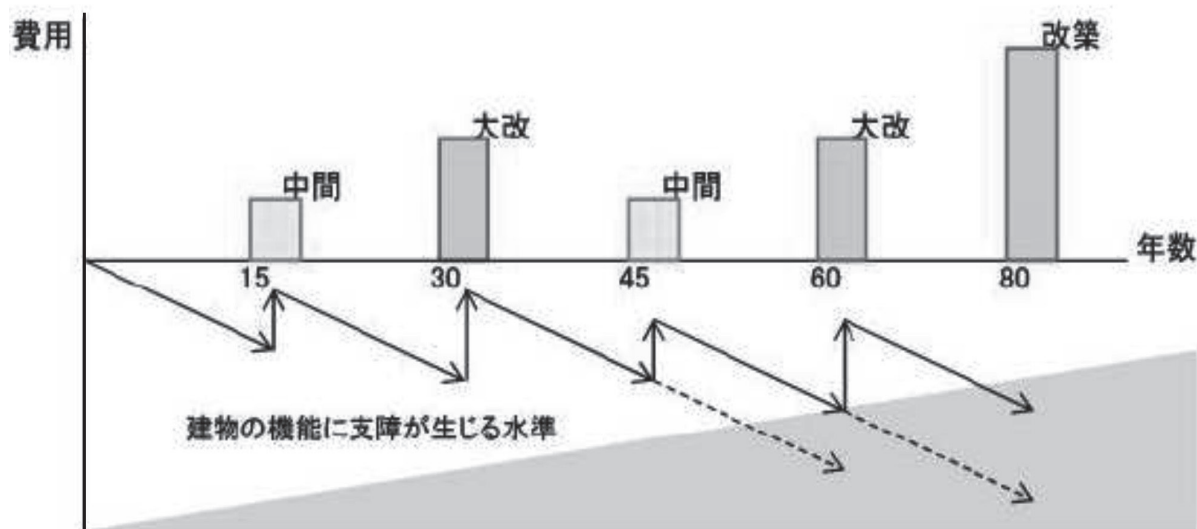
目標の耐用年数を実現するため、改修サイクルは、部位別の修繕周期を総合的に勘案し、大規模改修を30年以内、その他、部位を絞った中間改修を15年以内の実施を目指すこととしました。

各施設の計画改修サイクル

	施設種別	改修種別	改修サイクル		年間改修棟数
			現行	理想	
高等学校	校舎(教室棟・実習棟)	大改	32年	20年	30年以内
		快適HS	16年	10年	15年以内
	体育館(体育館・武道場)	大改	38年	20年	30年以内
	食堂兼合宿所	大改	—	20年	30年以内
特別支援学校	特支校舎(寄宿舎含む)	大改	26年	20年	30年以内
	特支校舎	中間改修	—	10年	15年以内
	体育館	大改	33年	20年	30年以内
社会教育施設	教育施設	大改	35年	20年	30年以内
		中間改修	19年	10年	15年以内

校舎の改修サイクルイメージ図

「教育局資産マネジメント方針」から転載



③改修計画の策定

改修計画の策定にあたっては、法定点検(建築物、建築設備、消防設備点検等)や専門技術者による現地調査を行い、その結果を改修計画にフィードバックすることによって、改修内容の確認を行います。

改修の優先順位やスケジュールは、学校運営上の制約を踏まえ、夏休み期間中での工事など可能な限り短工期で工事を行えるよう、省略可能な工事については、設計時に協議を行い、不具合が起らないよう予防保全型の改修を行います。

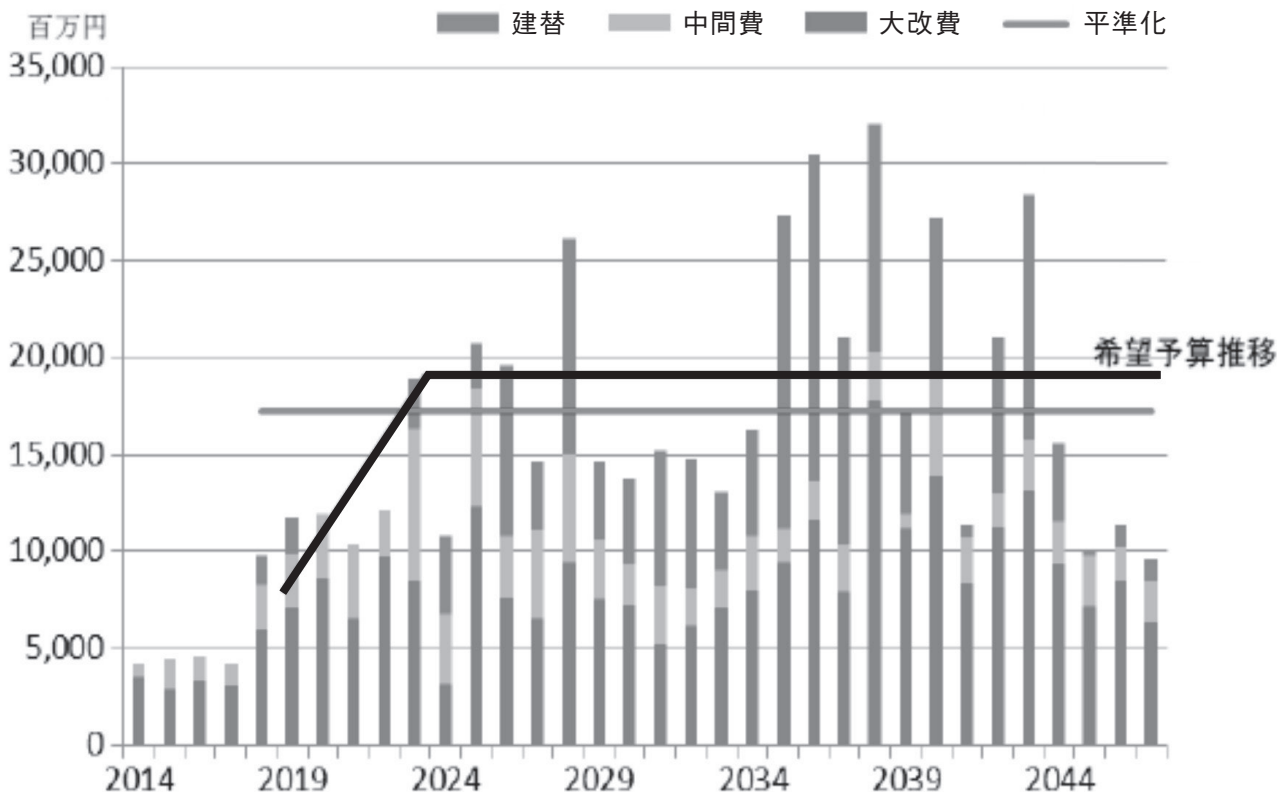
④長寿命化の効果

前出のとおり、学校施設の多くは昭和50年代に集中的に建設されており、今後建替えが必要になっていきますが、マネジメント方針により建物の長寿命化を図ることが、費用の縮減と財政負担の平準化に大きく貢献します。

建替えには改修に比べて費用と時間がかかり、学校運営にも大きな負担となることから、実施にあたっては、長寿命化とのバランスをよく検討しながら実施する必要があります。

長寿命化計画での30年費用推計（全施設）

「教育局資産マネジメント方針」から転載



3. その他の取組（再編整備と跡地活用）

県教育委員会は、これまで、中学校卒業者の減少に対応し、県立高校の特色化・活性化を図るため、再編整備を行ってきました。

平成11年から平成25年

全日制高校を153校から134校に、夜間定時制高校を31校から17校に再編整備（県立高校 総数139校）

令和5年4月

全日制高校を134校から132校に再編整備（県立高校 総数137校）

令和8年4月

全日制高校を132校から126校に再編整備（県立高校 総数131校）

また、少子化の進展やデジタル技術の急速な発展など社会変化を捉えて、県立高校の教育活動や教育環境の充実を進めるため、令和8年4月時点の131校について、令和20年4月を目途に116から112校(15から19校減)に再編整備する予定です。

閉校後の施設は、特別支援学校への転用など県施設として活用するほか、地元市町での活用や民間への売却等、活用を図っており、引き続き閉校施設の有効活用を推進する必要があります。

未利用状態である主な閉校施設の概要 (R7.4時点)

閉校施設名	閉校年度	備 考
旧毛呂山高校	平成20年3月	民間への売却に向けて準備中
旧寄居養護学校	平成16年8月	利活用検討中、サウンディング調査実施
旧飯能南高校	令和5年 3月	利活用検討中、サウンディング調査実施予定

4. おわりに

令和2年度に策定したマネジメント方針も5年が経過し、各施設の長寿命化も順調に進んできております。

しかし、県立教育施設では、長寿命化のみならず、照明器具のLED化や空調設備の整備推進など、取り組むべき課題が山積しております。

課題解決には埼玉県建設産業団体連合会の会員の皆様のご協力が不可欠であります。今後とも、ご協力くださるようお願いいたします。



建産連ニュース のバックナンバー閲覧のご紹介

当連合会の季刊誌「建産連ニュース」のバックナンバーを、ホームページで公開しています。

昭和56年9月の創刊号から、最新号までのデータ版 (PDF) を閲覧できます。

ホームページのアドレスは、次のとおりです。

URL https://sfcc.or.jp/?page_id=410 🔍



バックナンバー内の記事・広告は発行当時のものです。



現在の状況とは差違が生じている部分がございます。記載内容を利用するにあたり生じたいかなる損害についても責任を負いかねますのでご注意下さい。

ご
注
意



『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会にあります。無断での転用・転載・改変等を禁止いたします。



ほか、ホームページに掲載の「建産連ニュースデータ版 ご利用の際のご注意」をご覧ください。

なお、冊子版は、会員団体・行政機関へ頒布しておりますが、一般の方向けに当会館内にて無償頒布もいたしております。冊子版の入手をご希望の方は、建産連事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

建産連事務局 **048-866-4301**

北部家畜保健衛生所(仮称)新築工事について

埼玉県都市整備部 営繕・公園事務所

1 家畜保健衛生所について

家畜保健衛生所(以下、家保)は畜産を支えることを役割とする施設であり、家畜の伝染病予防、疾病の診断、飼養衛生管理の指導等といった業務を行っています。

また、家畜伝染病発生時における防疫措置の中核としての役割を担っており、市町村及び畜産関係団体等と緊密な協力体制のもと迅速な防疫対応が図れるよう、日頃から危機管理体制づくりを行っています。

現在、本県では以下の通り「家畜保健衛生所機能強化事業」を行っています。

- 熊谷市内に基幹家保を新たに整備
- 農業技術研究センター内に設置されているBSE検査牛処理施設を新家保内に集約
- 特定家畜伝染病発生時の迅速な初動対応に備えるため、新家保敷地内に防疫資材倉庫を整備

本事業により、家保の業務効率化とバイオセキュリティの向上を図るとともに、より一層の家畜防疫体制の強化を目指していきます。



新家保鳥瞰イメージパース

2 施設の特徴

計画敷地は令和5年度に土地造成工事を終えて、令和6年度より建築工事が着工し、合計9棟の建築工事を進めています。

本計画では、検査施設である「本館棟」にバイオセーフティレベル3 (BSL3) 検査室を整備するなどして、家畜伝染病の診断体制を強化します。加えて、県産材を活用した混構造や「ZEB Ready (高い省エネ性能を備え、将来的に実質エネルギー消費ゼロ (ZEB) を目指せる状態)」の環境性能、さらにBIMやASPを活用した高度な生産管理を組み合わせることで、安全性・環境配慮・生産性を同時に高める先導的プロジェクトと位置づけています。

敷地面積	11,553.51㎡
規 模	●本館棟：地上2階建て ●SP・野生動物検査棟：平屋建て
構造形式	●本館棟：木造・鉄筋コンクリート造の立面混構造 ●SP・野生動物検査棟：鉄筋コンクリート造
最高高さ	12.035m
建築面積	2,184.79㎡
延床面積	3,736.26㎡ { ●本 館 棟：1,924.97㎡ ●防疫資材倉庫棟：699.47㎡ ●SP・野生動物検査棟：592.50㎡ ●その他付属施設：519.32㎡ }
設計・監理	株式会社タック
施 工	建築：株式会社時田工務店／小川工業株式会社 電気：株式会社東電工業社／株式会社沼尻電気工事 機械：株式会社金子設備／株式会社ケーアイ

3 本館棟の設計ポイント

1. 地域に馴染むファサード

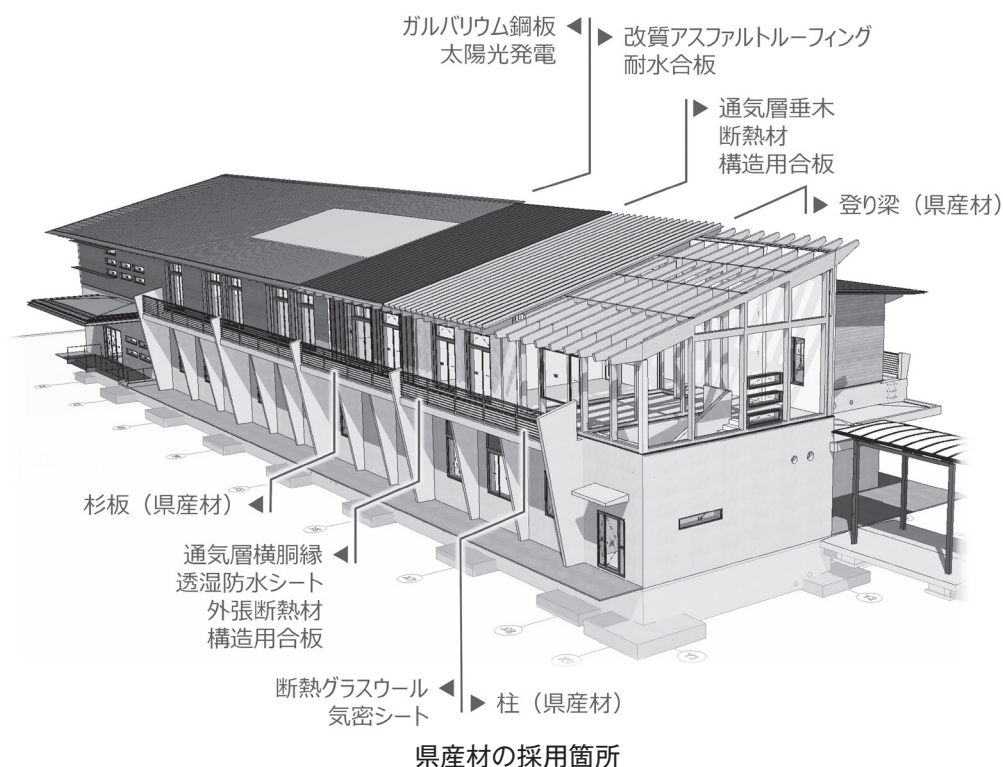
構造は1階RC造、2階木造の混構造を採用。木造部分の素地と深い軒の陰影が、空間に落ち着きと温もりをもたらします。切妻屋根と片流れ屋根の組み合わせで建物のボリュームを抑え、軒先や外壁ラインのリズミカルな意匠が、検査施設でありながら周辺景観に自然と溶け込む外観を実現しています。



本館棟のイメージパース

2. 県産材の活用

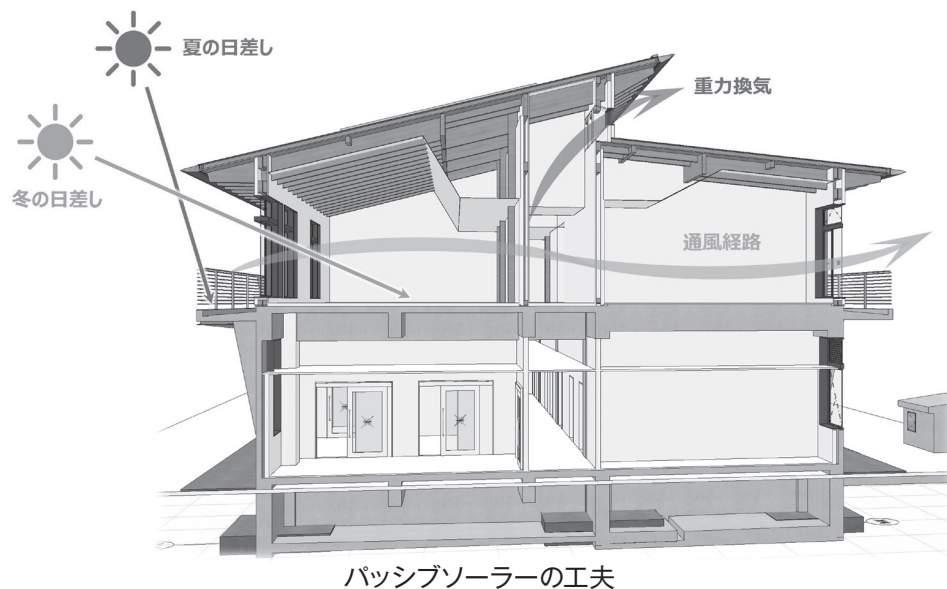
内外装には埼玉県産の木材を使用し、地域林業の活性化と輸送距離の短縮によるCO₂排出削減に配慮しました。木造部分は外張り断熱と充填断熱のダブル断熱を採用し、構造用合板で水平耐力を確保。筋交いを省くことで充填断熱の施工性を高めています。



3. ZEB Readyにプラスα

断熱性能強化と高効率設備でZEB Readyをクリアしたうえで、さらに以下のパッシブ要素を採用し、自然の力を利用してエネルギー負荷を下げられる設計としました。

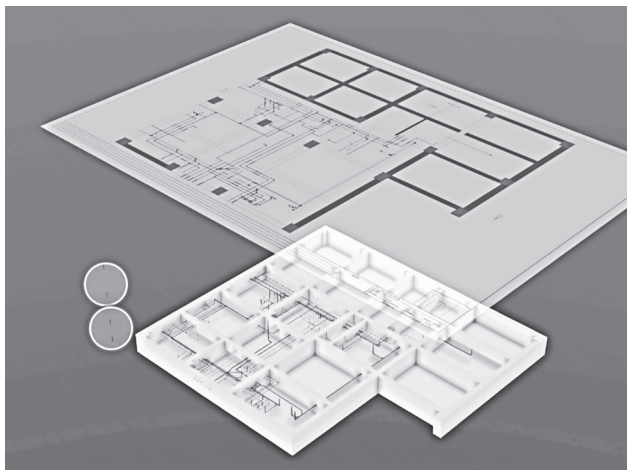
- 通風経路：風向きを考慮した開口配置で風を取り入れ、室内温度の上昇を抑制します
- 深い庇による日射遮蔽：夏の日差しを遮りつつ、冬の低い日射は取り込みます
- 重力換気：高窓を配置し、温度差による気流で自然換気を促進します



4 施工者・監理者の取り組み

1. BIMで手戻りゼロをめざす

建築施工者である小川工業株式会社(同社BIM室)が中核となり、施工開始前から建築・電気・機械の取り合いをBIMモデル上で検証。干渉や手順の矛盾を解消し、現場での手戻りを抑えることで、工期短縮と資材ロス削減を実現します。さらにARを活用し、定例会議では視覚的に問題点や改善案を共有。経験や年代を問わず、具体的な課題と可能性を全員で把握できる環境づくりを進め、施工品質の向上と次世代技術者の育成にもつなげています。



ピット配管検討



BIMを使用した打合せの様子

2. 遠隔臨場による工事検査の試行

監理者と施工者が共同で遠隔臨場を試行し、その可能性と価値、現場課題を確認します。最大の課題は、遠隔対応者が持つべき「伝える力」であり、従来の技術者以上に以下が求められます。

- 必要情報を的確に集める情報収集力
- 適切な言葉選びや表情を含めた表現力
- 映像や資料を誤解なく伝える伝達力
- 現場状況を引き出すインタビュー力

これらを強化することで、映像を配信する発信者と指示を出す受信者、双方にメリットが生まれ、現場全体の意識レベルが向上すると考えています。



受信者の様子



発信者の様子

3. ASPによる情報の一本化

施設内の実験台や器具の設置・移設工事は本体建屋工事と密接に連動するため、情報共有システム（ASP方式）を導入し、関係者が常に最新情報を参照できる環境を構築しました。資料は適時更新されるため、施工計画書や報告書の回覧が迅速化し、検討内容の透明性が大幅に向上。これにより施工精度も飛躍的に高まり、同時にペーパーレス化も実現しています。



ASPを使用した全体定例



変更点の確認と報告

5 さいごに

このような工事現場でのDX化の推進は、業務の効率化、施工精度向上に大きく寄与するものと考えており、特に今回の工事のように大規模なものの場合、関係者が多いことや、工期が長期に渡る、工程が多いなどの理由から起こるミスをBIMによる「視覚的な共通認識」や、ASPによる「最新情報の確実な共有」などにより事前に防ぐことができているのではないかと感じております。

また、このようなシステムの活用により有事の際においても、正確な情報共有、状況把握が可能になり迅速な対応ができると考えております。

都市整備部では当工事以外の事業においてもBIMやASP、遠隔臨場を活用、実施し業務効率化、施工精度向上を図っており、今後もシステムを活用することで、ミスを防ぎ事故ゼロ工事を目指して県有施設の整備に取り組んでいこうと考えております。



市町村における入札制度改善に向けた ハンズオン支援について

埼玉県 総務部 入札課 企画・公共調達改革担当

1. はじめに

公共工事の入札契約については、建設業の「担い手の中長期的な確保・育成」を図るため、平成26年と令和元年に担い手3法が改正され、発注者の責務が明確化されました。こうした中、厳しい就労環境等により、建設業においては依然として就業者の減少が進んでいること等から、令和6年6月に第3次「担い手3法」が公布され、「担い手の確保」に向けた対策が強化されました。

埼玉県では、公平で公正な競争の促進や透明性の確保、県内建設業の健全な発展などを目的に、一般競争入札の拡大や電子入札の導入、総合評価方式の拡充、県内企業の受注機会の確保など、入札制度の改革を進めてきました。

さらにダンピング防止対策の強化や社会保険等への加入促進などを図るとともに、担い手3法の趣旨に基づいて、施工時期の平準化、週休2日制モデル工事の導入・拡大やICT活用工事の推進などに取り組んでいるところです。

また、市町村との連携を進めるため、平成19年8月には、知事、市長会長および町村長会長の三者で「公共調達改革に関する共同宣言」を行うとともに、公共工事契約業務連絡会議などを通じて市町村の取組を促してきたところです。

しかし、一部の市町村においては、財源やマンパワー等が厳しいことから、なかなか改善が進まない状況が見られ、また、県内市町村全体における公共事業の発注額は県の概ね2倍を有することから、市町村の取組を支援していく必要性が高まってきたところです。

このような背景を受け、県では国土交通省の「ハンズオン支援事業」に応募し、令和6年度事業に採択されました。

2. ハンズオン支援事業の実施内容について

ハンズオン支援事業は国土交通省、その委託業者（支援事業者）、県の3者が連携して、市町村における入札契約改善の取組（入札契約改善に向けた重点取組15項目等）を支援するものです。

入札契約改善に向けた重点取組15項目

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 01 総合評価方式の活用 | 09 施工時期の平準化の取組 |
| 02 低入札価格調査制度（算定式） | 10 設計変更ガイドラインの策定 |
| 03 低入札価格調査制度（公表時期） | 11 スライド条項の運用基準の策定 |
| 04 最低制限価格制度（算定式） | 12 下請からの社会保険等未加入業者の排除 |
| 05 最低制限価格制度（公表時期） | 13 第三者機関等の設置 |
| 06 法定福利費の適切な計上 | 14 義務付け事項の実施 |
| 07 予定価格の公表工事 | 15 建設キャリアアップシステムの活用 |
| 08 週休2日制工事の実施 | |

令和6年7月に国交省、支援事業者、埼玉県の3者で今後の進め方等について検討をスタートし、県内全ての市町村を対象にした勉強会の年間スケジュールを立て、達成目標としては各市町村が入札契約制度の適正化に向けたロードマップを作成することを目指しました。

また、それぞれの役割としては、県が勉強会の主催者となり、国土交通省（支援事業者）に勉強会の資料作成や市町村からの相談に対する助言を行っていただきました。

3回の勉強会やオンデマンド配信を開催し、入札契約適正化の必要性から法改正の内容、入札契約制度の基礎的知識の修得、課題改善に向けたロードマップ作成を進めてまいりました。

勉強会開催回数	開催日	議事・検討内容
第1回	R6.08.21	● 入札契約適正化の必要性、担い手3法について ● 入札契約適正化の実施状況 ● 週休2日、施工時期の平準化 ● 入札契約制度改善への取組事例紹介
オンデマンド配信	R6.09.27	● 一般競争入札方式及び総合評価落札方式の適切な活用 ● 多様な入札契約方式 ● 下請けからの社会保険等未加入事業者の排除等 ● 請負代金内訳書における法定福利費の明示
第2回	R6.10.24	● 適切な予定価格の設定、ダンピング対策、CCUSの活用 ● 適切な工期設定 ● 入札契約制度改善への取組事例紹介 ● 入札契約制度改善に向けたロードマップの作成依頼
第3回	R7.01.20	● 入札契約制度改善への取組事例紹介 ● 改善ロードマップの取りまとめ ● アンケート質疑回答

この間、各回の勉強会に向けた準備やスケジュール管理、改善に向けたロードマップのとりまとめなどを行うため、国交省、支援事業者、埼玉県との3者による打ち合わせを9回開催するなど、勉強会の熟度に応じて細やかに対応することにより、市町村の意識を高め、入札契約制度の改善に向けた取組を後押しすることができたと考えています。

この結果、令和5年度における県内市町村の重点15項目の実施率は52.8% (7.9項目) でしたが、ハンズオン支援事業により、各市町村が作成したロードマップでは目標年次である令和9年度末時点の目標実施率は95.1% (14.3項目) と大きく改善する計画とすることができました。

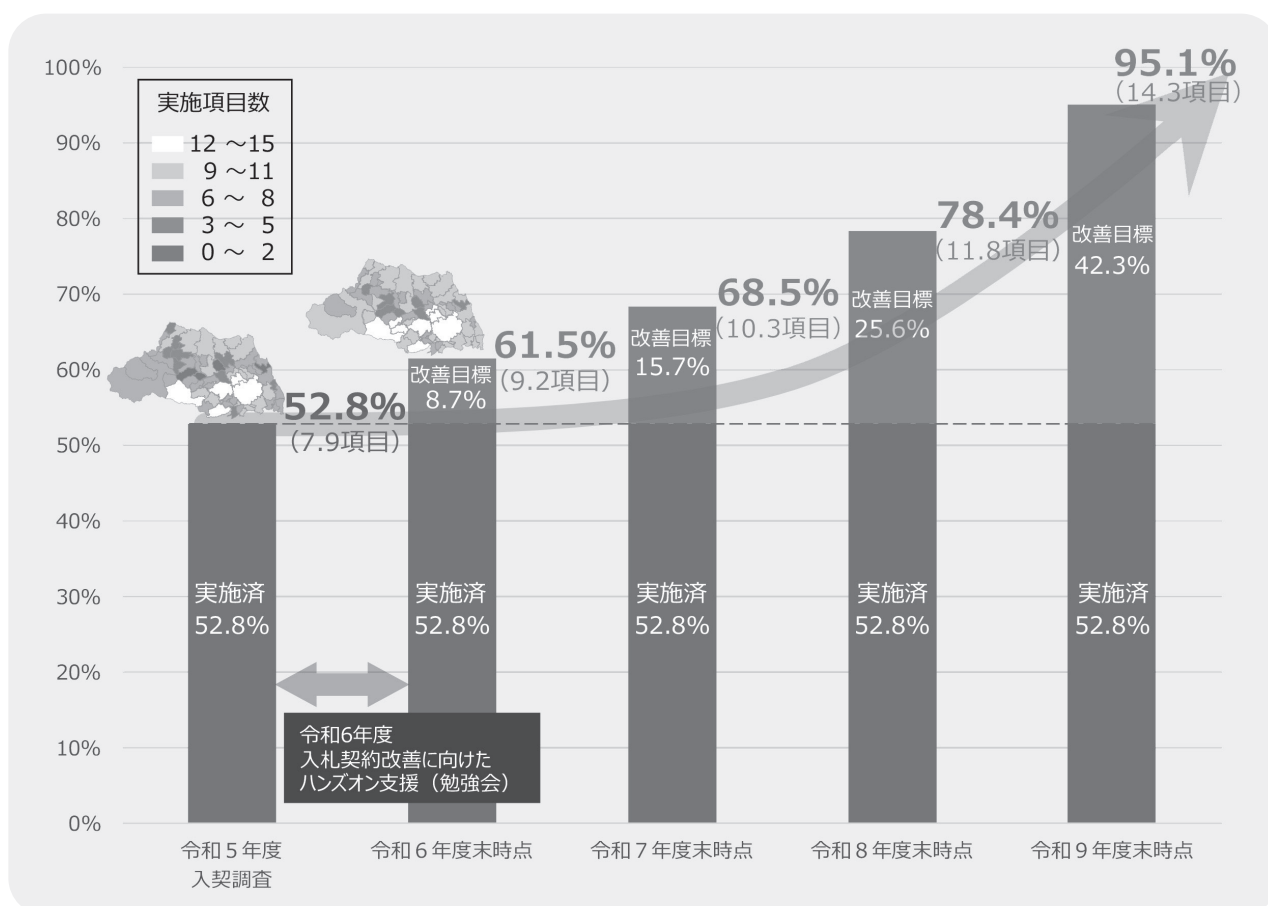
また、ハンズオン支援事業の取組と連携する形で、入札契約制度に課題が見られる市町村に対して、県土整備部と連携し、施工時期の平準化や週休2日制、ダンピング対策の導入等、建設業における働き方改革の取組について、各県土整備事務所長が直接、市町村の首長に働き掛けを行うなど、入札契約制度の改善に向けた複数チャンネルからの支援を行っています。

3. ロードマップ作成後について

令和7年度以降、各市町村は、ロードマップに沿って入札契約の改善を進めることとしておりますが、目標達成に向けては県が市町村を丁寧にサポートしていくことが重要だと考えています。

このため、各市町村の取組状況を把握し、必要に応じて個別に助言を行うとともに、引き続き、県土整備部と連携して、市町村の首長や幹部職員への働き掛けを行っていきたいと考えております。

今後とも、県では市町村とともにワンチームで入札契約制度の改善を進め、県内建設業の発展に寄与していけるよう努めてまいります。



盛土規制法に基づく規制の開始について

埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当

1. 盛土規制法制定の背景

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害では、多くの尊い生命や財産が失われましたが、上流部の盛土が崩落したことが被害の甚大化につながったとされています。

このほか、全国各地で違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による、人的、物的被害が確認されるなど、盛土等による災害の防止が喫緊の課題となっていたこと等を踏まえ、国では、従来の「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正して、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という。）とし、宅地、農地、森林等の土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとしました。（令和5年5月26日施行）

2. 規制区域の指定について

盛土規制法では、都道府県知事（指定都市・中核市については、それぞれの市長）は、地域の地形・地質や土地利用の状況により、以下の区域を指定することができます。

- 「宅地造成等工事規制区域」は、市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定
- 「特定盛土等規制区域」は、市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定

埼玉県では、右記のとおり、県内全域を令和7年7月1日に規制区域に指定し規制を開始しました。なお、さいたま市、川越市、川口市、越谷市（指定都市・中核市）は、令和7年5月26日に規制区域を指定し規制を開始しています。

規制区域内では、宅地を造成するための盛土や切土だけでなく、太陽光発電施設の設置のための盛土や切土等や、土石の一時的な堆積についても規制の対象となります。また、盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等*が常に安全な状態に維持する必要があります。

※「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者、占有者を指します。土地が譲渡された場合でも、その時点の土地所有者等に責務が発生します。

埼玉県規制区域

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 指定都市・中核市
- 行政界



3. 規制区域内での盛土等の許可対象規模について

規制区域内で行われる盛土等の工事については、一定規模以上の場合、工事着手前に知事(指定都市・中核市は市長)の許可を受けなければなりません。許可が必要となる盛土等の規模は以下のとおりです。

なお、埼玉県では、盛土規制法第32条に基づく条例「宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例」を制定し、「特定盛土等規制区域」の許可対象規模を「宅地造成等工事規制区域」と同じになるように規定しました。これにより、いずれの規制区域でも許可対象規模は同じになっています。

宅地造成又は特定盛土等(土地の形質変更)

例 ● 宅地を造成するための盛土・切土 ● 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが2m超となるもの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

※図⑤の面積には、盛土又は切土を行う前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

土石の堆積

例 ● 土石のストックヤードにおける仮置き 等

⑥最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300㎡超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの(⑥を除く)

※図⑦の面積には、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が30cmを超えない部分の面積は含まれません。

● 道路、公園、河川その他政令で定める公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。(その他政令で定める施設とは、砂防施設、地すべり防止施設、鉄道、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場などがあります。)

- また、「災害の発生のおそれがないと認められるもの」として、政令や省令で定められている工事は、許可手続きが不要です。（「採石法の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事」、「国若しくは地方公共団体等が非常災害のために必要な応急措置として行う工事」、「工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの」などがあります。）

詳細は、県ホームページでご確認ください。

4. 許可申請について

許可申請手続きを円滑に進めるために、申請前の事前相談をお願いしています。事前相談では、計画する工事が許可対象か、また、申請に必要な書類が揃っているか等を確認します。工事をする土地の所在地（市町村）を管轄する県の環境管理事務所が窓口となります。

また、許可にあたっては、以下に掲げる①～⑤の基準に適合しているか確認し、適合していないと認められるときは、許可できません。

許可をしたときは、「工事主の氏名又は名称」、「工事が施行される土地の所在地」、「工事施行者の氏名又は名称」等、県ホームページで公表するとともに、関係市町村長に通知します。

① 工事の技術的基準

国や県の定める技術的基準を満たしているか（盛土の安定性、擁壁の安定性、排水施設の設置など）

② 工事主の資力・信用

工事主が安全に工事を完了することができると認められるだけの資力、信用を有しているか

③ 工事施行者の必要な能力

工事施行者が安全に工事を完了することができると認められるだけの能力を有しているか

④ 工事を行おうとする土地の関係権利者の同意

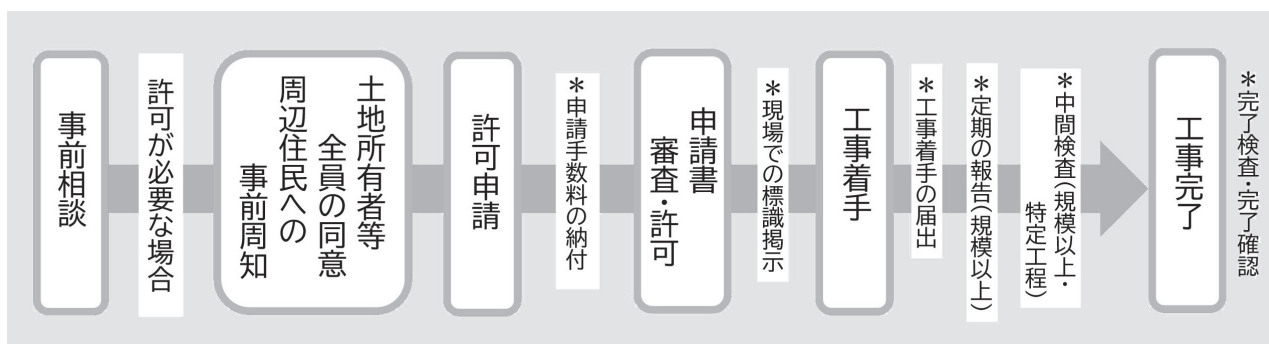
工事を行おうとする土地の所有者や賃借権者をはじめ、その土地の関係権利者の全員の同意を得ているか

⑤ 周辺地域の住民への周知の状況

「住民説明会」、「書面配布」、「掲示板及びインターネット掲示」のいずれかの方法で、周辺地域の住民への周知がなされているか

詳細は、県ホームページでご確認ください。

事前相談から工事完了までの主な流れ



申請や事前相談の窓口

窓 口	管轄市町村	連絡先
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・蕨市・戸田市・桶川市・北本市・伊奈町	さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 (電話：048-822-5199)
西部環境管理事務所	所沢市・飯能市・狭山市・入間市・朝霞市・志木市・和光市・新座市・富士見市・日高市・ふじみ野市・三芳町	川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4階 (電話：049-244-1250)
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市・川島町・吉見町・滑川町・嵐山町・小川町・毛呂山町・越生町・鳩山町・ときがわ町・東秩父村	東松山市六軒町 5-1 (電話：0493-23-4050)
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町	秩父市東町 29-20 (電話：0494-23-1511)
北部環境管理事務所	熊谷市・深谷市・本庄市・美里町・上里町・神川町・寄居町	熊谷市末広 3-9-1 (電話：048-523-2800)
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町	越谷市越ヶ谷 4-2-82 (電話：048-966-2311)
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市・羽生市・久喜市・蓮田市・幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	杉戸町清地 5-4-10 (電話：0480-34-4011)

※窓口にお越しになる場合は、あらかじめ電話でご連絡をお願いいたします。

5. 申請手数料

許可申請や変更許可申請を行う際は、手数料がかかります。
許可申請の手料金は、土地の面積に応じて定められています。

6. 埼玉県GIS（盛土等データベース）

埼玉県では、盛土規制法に基づく規制区域をGISデータとして公開しています。

許可申請において安定計算が必要となる盛土の判断に必要な情報（軟弱地盤確認のための地質情報）や、許可盛土等、届出盛土等、既存盛土等の情報を公表していく予定です。

7. おわりに

盛土規制法が施行され、全国の各自治体では、規制区域を指定し規制が開始されています。

埼玉県においても規制開始により、新たに行われる盛土等だけではなく、既に存在している盛土等についても、土地所有者等が常に安全な状態に維持する努力義務が生じるため、災害の発生のおそれ大きいと認められる場合は、改善命令の対象となります。

この制度により、危険な盛土等の崩落による人的、物的被害が減少し、県民の生命及び財産を守ることができると考えています。

今後、不審な盛土等の行為や危険な盛土等を発見したら、県まで御連絡をお願いします。危険な盛土等を早期に発見し、被害を未然に防止するための御協力をお願いいたします。

手続きの詳細は、県ホームページでご確認ください

検索 埼玉県盛土 🔍 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1102/kouhukin/kouhukin.html>

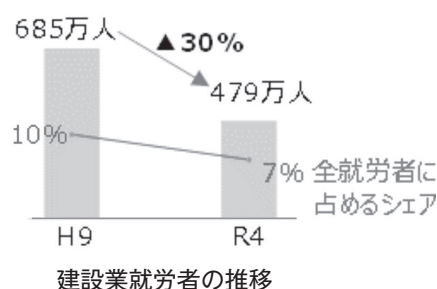
お問い合わせ 埼玉県 都市整備部 都市計画課 盛土規制担当 TEL 048-830-5336

「インフラDX特別賞」の創設について

埼玉県 県土整備部 県土整備政策課 建設DX推進担当

建設産業は、県民の安全・安心の確保や人流・物流の確保など、地域の守り手として県民生活に欠かせない産業です。一方、今後更に生産年齢人口の減少は進むと考えられ、建設産業は担い手を確保することが困難となり、県民生活に不可欠なサービスを提供することが難しくなると考えられます。

人口減少下においても、県民に必要なサービスを提供するとともに、建設産業が持続的に発展していくためには、デジタル技術やデータを活用して、業務や働き方の変革、いわゆるDXに取り組み、生産性の向上、働き方改革を進めることが急務となっています。



1. 背景

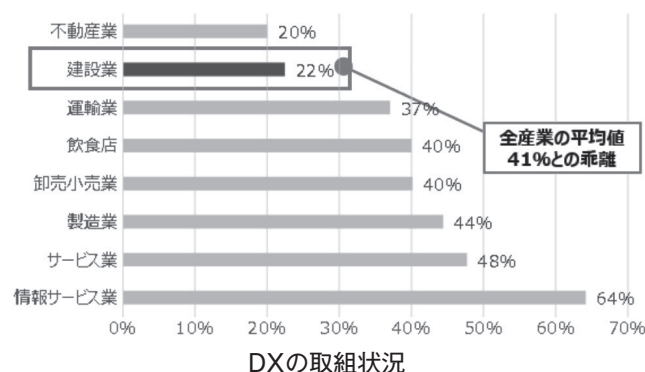
新・担い手3法(品確法ほか)が成立し、建設業の将来にわたる担い手を確保するため、労働者の処遇改善、働き方改革、生産性向上のための新たな制度等が盛りこまれました。働き方改革や生産性向上を進めるためには、ICTを活用した効率的な現場管理等が非常に有用な方策であることから、改正法に基づく指針、いわゆるICT指針も制定されました。

また、建設業については、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が法定化されており、各建設現場においては、これまで以上に省力化の取組が求められることとなり、建設業の一層の効率化と生産性向上が急務となっています。

こうした状況により、建設業におけるDXは急速に進んできていますが、県内の建設業のDXの取組状況をみると全産業の割合の平均値に対し半分程度となっており、まだまだ限定的な状況と言えます。



出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」パートタイムを除く一般労働者



埼玉県四半期経営動向調査(R6.4~6)DXへの取組状況に関する質問において、取り組んでいる・ある程度は取り組んでいると回答した企業の割合

2. 目的

このような背景から、県内の建設業におけるDXの推進には意識の醸成とノウハウの提供がポイントになると考えられます。このため、公共事業分野において優れた取組を行う県内企業を表彰することで、県内企業の意欲を向上させるとともに、好事例を横展開し、県内企業のDXの取組を促進することを目的として、DXの表彰制度を設けることになりました。

3. 表彰制度

令和5年度から行われている「埼玉DX大賞」の表彰区分に、令和7年度から「インフラDX特別賞」を創設します。

表彰の対象

国又は地方公共団体が発注し、表彰実施年度の前年度に完成又は完了した埼玉県内で施行されたイ

ンフラ分野の工事又は委託業務において、特に優秀なDXの取組や特徴のある取組を行った事業者が表彰の対象となります。

事業者は県内に本店又は主たる営業所を有する中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業又は個人事業主です。

審 査

審査は、産官学の委員で構成されるインフラDX特別賞の審査員会において、書類審査で行います。応募の際に提出いただくエントリーシートをもとに、取組の成果、波及効果、社会的意義、総合評価の大きく4つの項目で審査を行います。

応 募

表彰候補者は、建設DXの取組を行う事業者自らの応募、他の団体・事業者による推薦による応募、県発注機関からの推薦による応募が可能となっています。県発注機関からの推薦による応募以外は、「埼玉県DX推進ポータルサイト」内の「埼玉DX大賞」応募ページから行います。応募の際には、必ずエントリーシートを作成していただくこととなります。

表彰のスケジュール

表彰のスケジュールは「埼玉DX大賞」のスケジュールと同じですが、6月～9月にかけて募集を行います。審査は10月を予定しており、12月に受賞者決定の発表を行う予定です。

県内中小企業の優れたDXの取組を横展開し、埼玉県の建設業のDXを推進していくためにも、DXに取り組んでいる企業の皆様には、是非積極的に参加をお願いいたします。

埼玉DX大賞

最優秀賞	1件
優秀賞	1～2件程度
奨励賞	若干数

インフラDX特別賞

埼玉DXファーストステップ企業

若干数

表彰区分



建築系学生奨励事業 第25回 卒業設計コンクール展 開催

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会



埼玉建築設計監理協会の法人化30周年を機に始まった卒業設計コンクール展は、一般社団法人へ移行した協会の主要な活動として位置づけられています。コンクールは、その趣旨に賛同いただいた多くの企業・団体、協賛団体の協力により運営されています。

今年も会場を埼玉会館展示室とし、令和7年4月19日(土)から22日(火)開催され、13大学、15学部から42作品が応募し、そのうち埼玉賞候補作品は25作品、自由テーマの作品は17作品となりました。

前回から審査方法が変更になり、作品には設計者の氏名・所属大学名が掲示され、審査時には設計者自らが作品の説明を行うことができることとしました。設計者が自らプレゼンテーションを行ない、設計趣旨などをアピールする能力も重要な審査基準としたことで、展示会場が大いに盛り上がりました。

今後、埼玉県知事賞、他受賞作品については、関連した自治体へのプレゼンテーションや展示を行う予定です。卒業設計での提案を基に、産官学が連携して地域の問題解決や賑わい創出ができることを期待しています。



□開催主旨

学生が学内を超えて多様な発想やデザインを社会に向けて表現する場を提供することで、努力と創造性を社会から評価される機会を提供する。特に埼玉の建築文化にイノベーションを起こし、埼玉の魅力を再認識させるような作品を奨励します。埼玉の地域性や歴史、自然、文化を反映しながら、新しい視点で未来の建築やデザインを提案する作品を通じて地域の可能性を広げるとともに、埼玉の建築文化の発展と魅力の発信に貢献する。

□テーマ、募集作品

(1) 埼玉をテーマとした作品(埼玉県知事賞対象候補)

(2) 自由テーマの作品

上記の分類による都市や建築デザインをテーマとした作品の卒業設計を対象とします。

□各 賞

埼玉県知事賞	1作品…テーマ(1)の作品の中で最も優れた作品(副賞として海外研修旅行目録・30万円相当)
準埼玉県賞	1作品…テーマ(1)の作品の中で優れた作品(副賞として5万円相当の目録)
埼玉建築設計監理協会賞	1作品…募集作品の中で最も優れた作品〔埼玉県知事賞受賞作品を除く〕 (副賞として海外研修旅行目録・20万円相当)
準埼玉建築設計監理協会賞	1作品…募集作品の中で優れた作品〔埼玉県知事賞受賞作品を除く〕 (副賞として5万円相当の目録)
埼玉建築設計監理協会賛助会賞	1作品…募集作品の中で優れた作品〔埼玉県知事賞受賞作品を除く〕 (副賞として5万円相当の目録)

<全作品対象>

特別審査員賞	3作品…各大学の先生による審査とします(副賞として3万円相当の目録)
埼玉県住宅供給公社賞	1作品…まちづくりを題材とした作品(副賞として5万円相当の目録)
さいたま住宅検査センター賞	2作品…柔軟で新しい発想の作品(副賞として5万円相当の目録)
J I A 埼玉賞	3作品…優秀な提案、建築家に相応しい作品。
総合資格学院賞	2作品…社会に飛び出す若駒のエネルギッシュな作品(副賞として5万円相当の目録)
日建学院賞	2作品…来場者の投票により選ばれた作品(副賞として5万円相当の目録)
奨励賞	適宜

□審査員

作品出展校から各学部の先生1名、埼玉県(1名)、さいたま市(1名)
(一社)日本建築学会関東支部埼玉支所(1名)、(一社)埼玉建築士会(1名)、
(一社)埼玉県建築士事務所協会(1名)、(公社)日本建築家協会埼玉地域会(JIA埼玉)(1名)、
(一社)埼玉県建設産業団体連合会(1名)、埼玉県住宅供給公社(1名)、
(一財)さいたま住宅検査センター(1名)、当協会賛助会員(1名)、当協会会員

□主 催

(一社)埼玉建築設計監理協会

協 賛

(一社)日本建築学会埼玉支所、(一社)埼玉建築士会、(一社)埼玉県建築士事務所協会、
(公社)日本建築家協会埼玉地域会(JIA埼玉)、(一社)埼玉県建設産業団体連合会、埼玉県住宅供給公社、
(一財)さいたま住宅検査センター、(一社)埼玉県建設業協会、(一財)埼玉県建築安全協会、
(一社)埼玉建築設計監理協会賛助会、総合資格学院、日建学院、生和テクノス(株)、(株)中西製作所、
(株)坂屋建材(株)、(株)カワムラ、(株)オキナヤ、(株)アーバンソイルリサーチ、大成建設(株)関東支店、斎藤工業(株)、
(株)田中工務店、柏木建設(株)、吾妻工業(株)、(株)佐伯工務店、(株)島村工業

後 援

埼玉県、さいたま市

各賞受賞者

埼玉県知事賞 菊池 康太 日本大学理工学部海洋建築工学科	川越再群落化計画 ～時を再び鳴鐘する群落的町並みのすゝめ～
準埼玉賞 林 芽生 東京電機大学未来科学部建築学科	海のある埼玉 -更地にしない雑居街区再生-
埼玉建築設計監理協会賞 松下 久瑠美 東京電機大学理工学部理工学科	遊具的建築
準埼玉建築設計監理協会賞 福田 文絵 実践女子大学生生活科学部生活環境学科	来歴認承増殖都市 ～歴史が育んだ‘図々しさ’が成長させる三河島建築～
埼玉建築設計監理協会賛助会賞 糸久 政喜 芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科	人形の輪郭をひろげる
特別審査員賞 伊藤 輝季 東京電機大学未来科学部建築学科	折りなす空間的秩序 -紙を用いた建築アプローチ-
特別審査員賞 関根 萌恵 日本女子大学家政学部住居学科	流れる日々の関わりしろ 居方のリサーチによる当たり前の「ひとり」のための設計提案
特別審査員賞 小保方 空海 ものづくり大学技能工芸学部建設学科	誰かの星で。
埼玉県住宅供給公社賞 伊藤 美紀 武蔵野大学工学部建築デザイン学科	みらいのわ -50年後のいま、50年後のみらい-
さいたま住宅検査センター賞 関口 結衣 筑波大学芸術専門学群環境デザイン領域	戸田公園大艇庫 -公園を囲み、日々をシェアする-
さいたま住宅検査センター賞 小野 愛未 実践女子大学生生活科学部生活環境学科	住人の迷いが導く重伝地区発展法 ～山・寺・奈良井宿・線路・川が紡ぐ集楽生活～
JIA埼玉賞 糸久 政喜 芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科	人形の輪郭をひろげる
JIA埼玉賞 林 明歩 日本工業大学建築学部建築学科	主題;暗渠道を耕す 副題;細長い菜園が育むまちの暮らし
JIA埼玉賞 小保方 空海 ものづくり大学技能工芸学部建設学科	誰かの星で。
総合資格学院賞 村井 悠斗 芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科	再出発への軌跡
総合資格学院賞 小松 美材 東洋大学理工学部建築学科	線路跡地で分断を解消するメジャーディストリクト ～都市のイメージにならって～
日建学院賞 田村 実優 日本工業大学建築学部建築学科	森が織り成す多世代型シェアハウス 環境を纏う暮らし方
日建学院賞 阿部倉 周斗 芝浦工業大学システム理工学部環境システム学科	脈動都市 -意識を揺さぶる新たなリズム-



奥性ある町家形式が様々な暮らしや文化を内包し、町並みを構成するレイヤとなり重層することで群落的町並みを継承・更新してきた町、川越。急激な観光地化により、町は観光で飽和し、様々な活動が重層することで創られてきた群落的町並みは崩壊した。本設計では、都市を再群落化する自然に倣い、川越を再群落化する空間を導出する。暮らしの奥性と観光の奥性を再編し、古から今までの様々な暮らしや文化が重層する風景を取り戻す。

川越再群落化計画
時を再び鳴鐘する群落的町並みのすゝめ

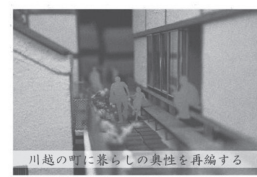
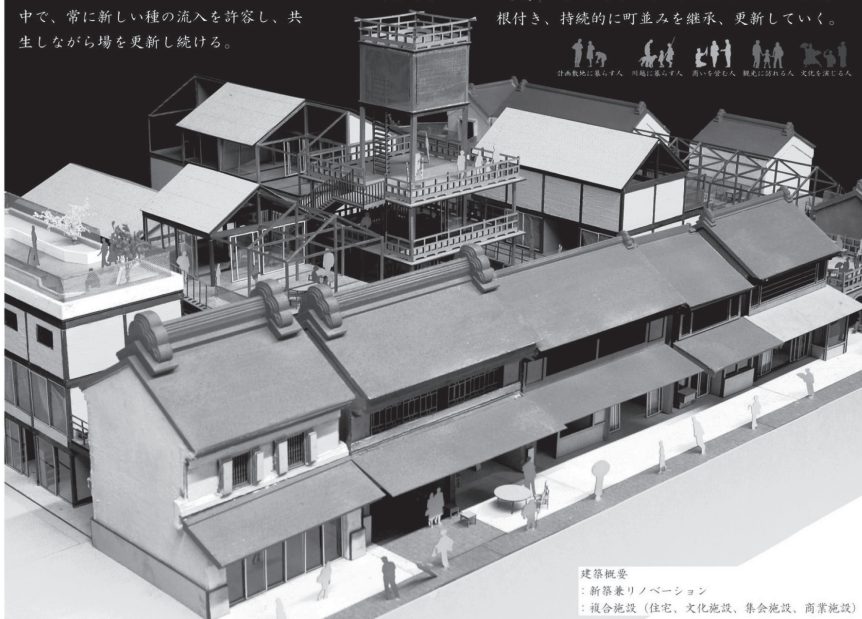
1. 群落とは

同じ場に生育する異なる植物種の集団のことで、優占種と呼ばれる植物が群落全体に強い影響を与える中で、時の経過の中で、常に新しい種の流入を許容し、共生しながら場を更新し続ける。

2-1. 群落的町並み - 埼玉川越市一番街築造りの町並み -

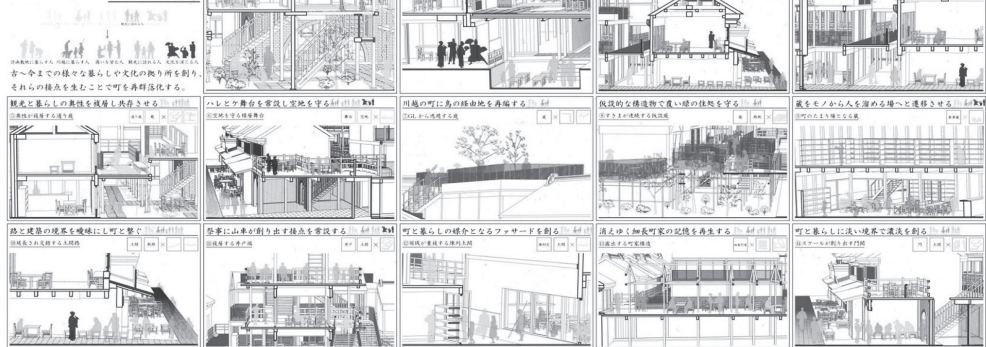
地域特有の個性を持ち、町並みに強い影響を与えながらも、様々な時、暮らし、文化のレイヤが重層することで、常に変化し続ける町並みを“群落的町並み”と定義する。歴史的な町に今を生きる人々の活動が根付き、持続的に町並みを継承、更新していく。

昔ながらの暮らし、町並みに暮らし、新しい暮らし、歴史に活かされる人、文化を築く人



5. 川越を再群落化する

14の空間要素



6. 奥性を持った建築群により再群落化する川越の町並み

暮らしの奥性と観光の奥性を再編することで、古から今までの様々な暮らしや文化を内包する風景を取り戻す。奥性の再編によって生まれた居場所に活動が根付き、川越の町を再群落化する。

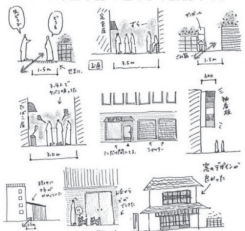




04. 雑居ビルのリサーチ
②大宮でのリサーチ



大宮の再開発が進む中、「私たちが日常的に使っている道が失われてしまう」という市民の声があった。大宮の道は定食屋の行列ができる場、喫煙所、荷捌きスペース、立ち話の場として機能する。

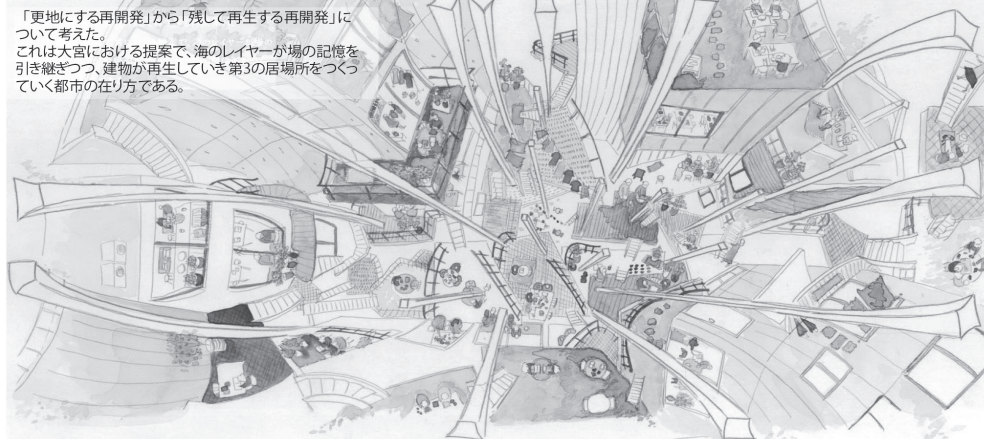


これらの小さな営みが都市の個性を形成し、人々の記憶や日常と深く結びついている。

大宮の雑居ビル群を「島」と捉えて、その隙間に「海のレイヤー」を挿入することで、都市に新たなネットワークを生み出す。地上階は賑わいのある「浅瀬」、上階は静寂に包まれた「深海」として捉え、都市の光の奥行きと人の営みの層を可視化する。新旧の建物を同じ価値で扱いながら、公共空間を創出し、都市の記憶を継承する。単なる再開発ではなく、新陳代謝のように街を更新し続けることで、多様な活動が交差する場を目指す。

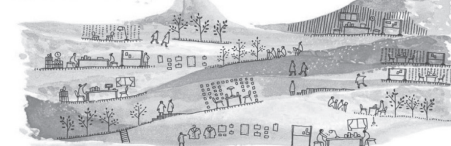
海のある埼玉 -更地にしない雑居街区再生-

「更地にする再開発」から「残して再生する再開発」について考えた。これは大宮における提案で、海のレイヤーが場の記憶を引き継ぎつつ、建物が再生していき第3の居場所をつくっていく都市の在り方である。



01. 設計構想「海」

埼玉に海をつくる。海は誰のものでもなく、常に変化し続ける。浅瀬から深海まで異なる環境が広がり、波によってそれらが混ざり合う。都市もまた、異なる環境や出来事が折り重なりながら、変化し続ける場である。



02. 「海のレイヤー」のコンセプト

大宮の雑居ビル群を「島」と捉え、その隙間に島同士をつなぐ「海」を挿入する。この海の層を「海のレイヤー」と名付ける。

既存建物の隙間を活用した公共空間を創出する。新旧の建物を同じ価値で扱いながら都市のインフラを形成し、建替え時にも影響を与えつつ都市の記憶を継承する。

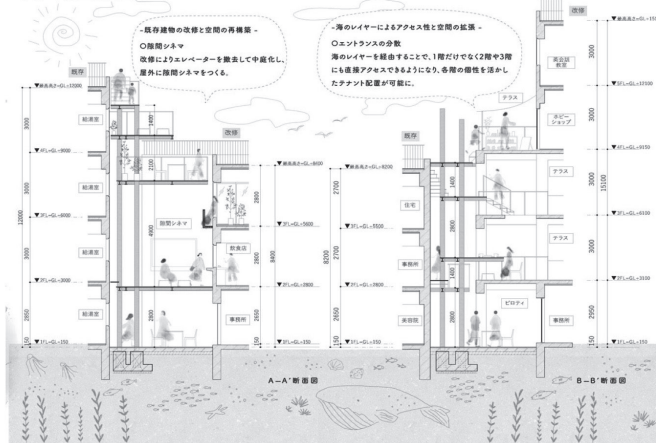


05. 提案

「海のレイヤー」は700mmの段差で床を連ね、都市に新たな地形を生む。場所ごとに異なる関係性や活動の場を生み出す。人々は海の中のように自由に上下でき、高さの違いが偶発的な出会いや多様な使い方を誘発し、都市に流動性と奥行きをもたらす。



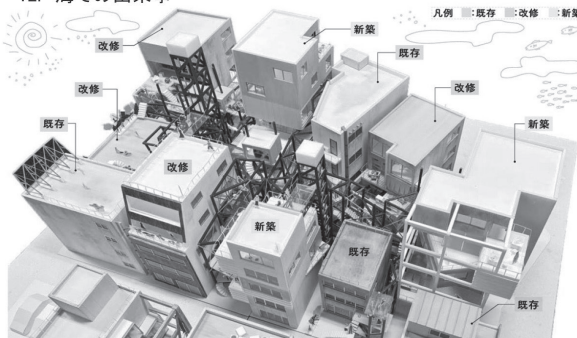
11. 断面計画



10. 平面計画



12. 海での出来事





坂や階段が多く存在する斜面地は住みにくいと捉えられがちだが、子供たちの想像力を刺激する可能性を備えている。そこでランドスケープに遊具の要素を組み込み、計画エリア全体が複合遊具のある大きな公園に見えるデザインを提案し、それによって地形、道、建築、外構、遊具という異なるスケールの要素が融合した風景を生み出す。また、建物と遊具を融合させ子供と大人が一緒に遊ぶことができ、さらに、そこで遊ぶ子供たちの様子が他の子供達の興味を引き、遊びへと誘導する。

子供にとっての「そとあそび」

子供にとって遊びは眠つてではなく、自発的かつ自由な遊びに没頭することで、自分の中にある様々な力を引き出している。そうした力を最も発揮するのが「そとあそび」である。自然や変化に富む道外の遊び場は子供をより活発に行動させ、様々な物に触れることができる。

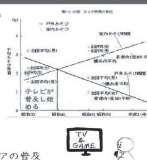


短くなる遊び時間

子供が屋外で遊ぶ時間は減少している。1981年では2時間11分であったが、2016年には1時間12分まで減少した。

【原因】

夜間生活習慣
幼児期からの習い事の増加
通勤率の増加
テレビやゲームといった電子メディアの普及



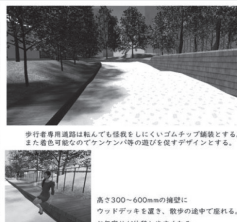
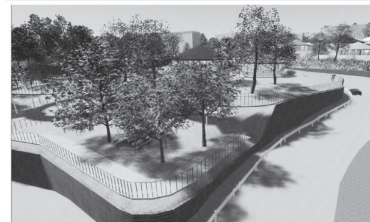
減少する遊び空間

都市部や少子化の進展等が、子供の心の発達に重大な影響を及ぼす可能性があるため、主体的に体を動かす遊びを中心とした身体活動を幼児の生活全体の中に確保することが課題となっている。

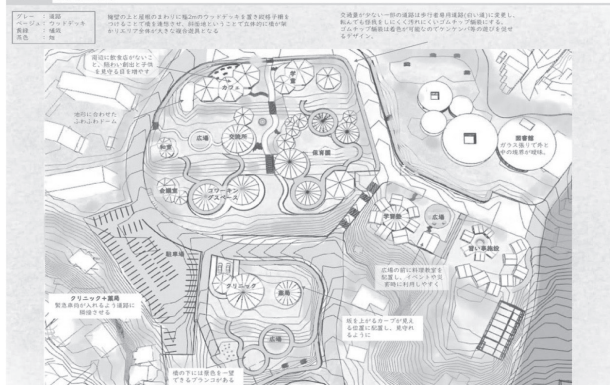
公園等の遊具が危険と判断され撤去されて行ってしまうことや、自然スペースといった遊びの空間が失われつつあることも子供の「そとあそび」の減少要因になっている。



15 道



10 配置図



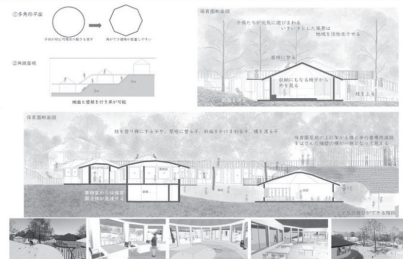
13 習い事施設・塾



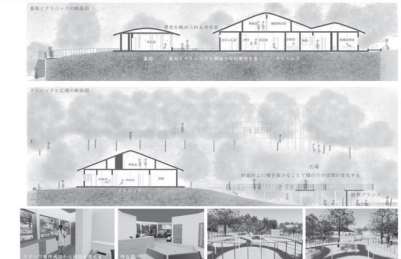
14 図書館



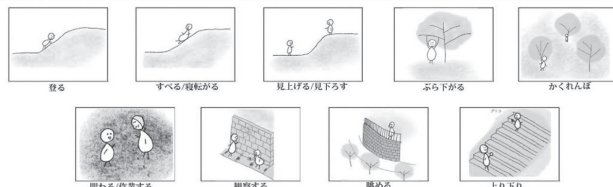
12 保育園



11 薬局・クリニック

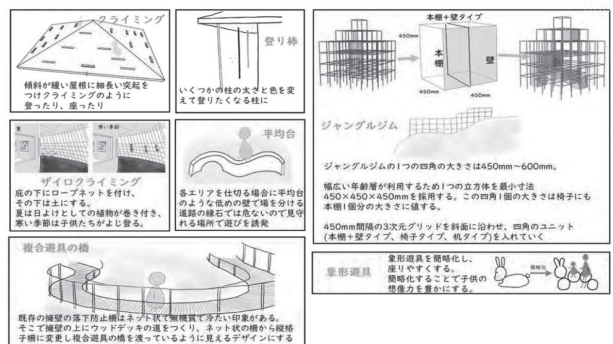


07 敷地環境が生み出す子供の動作



09 建物を遊具化する

公園等でよく目にする遊具は重量制限や年齢制限があり、大人と一緒に遊ぶことができます。大人の目が届きにくいことがある。建物という大きな構造物を遊具化することで大人と子供が一緒に楽しむことができるようになる。



21 模型写真



準埼玉建築設計監理協会賞

来歴認承増殖都市

～歴史が育んだ‘罔々しさ’が成長させる三河島建築～

一つひとつの街には歴史がある。歴史が人々の性格を生み出し、その一人ひとりの空間の使い方が集積して街は成長していく。現代の再開発事業において超高層建築を建てる際、その土地の過去を拭い去り、そして巨大な箱を作ってしまう。そのアンチテーゼとして今まで積み重なった歴史を継承し、そこから生まれる人々の空間に対する愛着や占有する気持ちを礎にして、増殖する都市の構成法を提案する。侵食誘発空間を背負った「もたれ合う壁」にパーソナルモビリティにより重力の概念が変わったことで生まれた「平坦スロープ」が付き、さらに空間への侵食を積極的に喚起する「基礎フレーム」で構成され、そこに増殖建築の主要な構成要素となる7つの歴史を挿入した空間で形成される。



増殖都市建築の成長概念



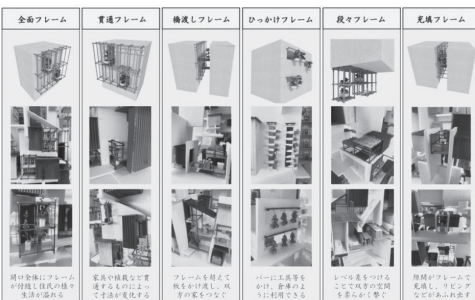
02. 設計手法 自己表現と占有と共有と・・・

8つに分類される三河島の特徴



04. 設計手法 6種の基礎フレーム

住民にvoid空間を認識させ、積極的に使わせることで、自己表現や占有・共有を誘発する空間的なシステムである。



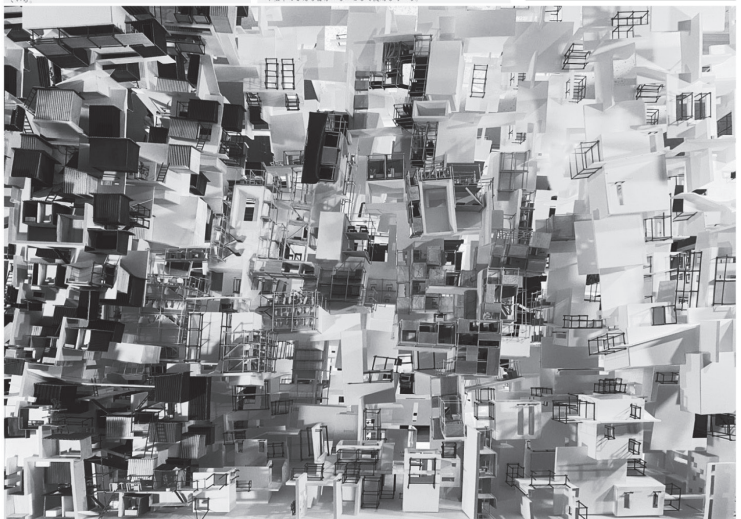
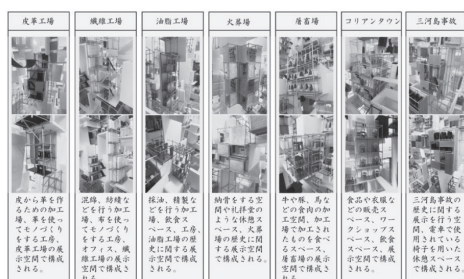
05. 設計手法 「平坦スロープ」と住民の「増殖居住動線」

パーソナルモビリティの普及により、老人や子供を含む人々の重力の概念が大きく変わった。ある一定の勾配と幅のスロープはもはや平緩な道「平坦スロープ」として認識される。三河島はフラットな斜めな人も人や物が積極的に絡み合っている。それを三次元的に成長させるために、パーソナルモビリティの活用を前提とした動線計画を取り入れる。

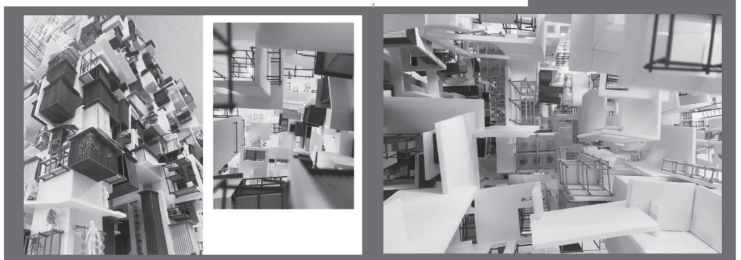


09. 設計手法 三河島住民の空間概念を形成した歴史の空間化

目を背けたくなるようなものを含め、様々な歴史が積み重なり、時には見落とすことで、自己表現や占有・共有といった空間概念が形成され、協力（もたれ合い）の意識なども大きく形成した。以下の歴史を継承して空間化する。そして増殖を誘発する人々の拠所としての構成要素となる。



07. 設計手法 増殖居住空間（拡散共有空間+最小個別空間）



各賞受賞者

賞	氏 名	学 校 名	作 品 名
埼玉県知事賞	菊池康太	日本大学 理工学部海洋建築工学科	川越再群落化計画 ～時を再び鳴鐘する群落的町並みのすゝめ～
準埼玉賞	林芽生	東京電機大学 未来科学部建築学科	海のある埼玉 ～更地にしない雑居街区再生～
埼玉建築設計監理協会賞	松下久瑠美	東京電機大学 理工学部理工学科	遊具的建築
準埼玉建築設計監理協会賞	福田文絵	実践女子大学 生活科学部生活環境学科	来歴認承増殖都市 ～歴史が育んだ‘図々しさ’が成長させる三河島建築～
埼玉建築設計監理協会賛助会賞 JIA埼玉賞	糸久政喜	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科	人形の輪郭をひろげる
特別審査員賞	伊藤輝季	東京電機大学 未来科学部建築学科	折りなす空間的秩序 ～紙を用いた建築アプローチ～
特別審査員賞	関根萌恵	日本女子大学 家政学部住居学科	流れる日々の関わりしろ 居方のリサーチによる当たり前の「ひとり」のための設計提案
特別審査員賞/JIA埼玉賞	小保方空海	ものづくり大学 技能工芸学部建設学科	誰かの星で。
埼玉県住宅供給公社賞	伊藤美紀	武蔵野大学 工学部建築デザイン学科	みらいのわ ～50年後のいま、50年後のみらい～
さいたま住宅検査センター賞	関口結衣	筑波大学 芸術専門学群環境デザイン領域	戸田公園大庭庫 ～公園を囲み、日々をシェアする～
さいたま住宅検査センター賞	小野愛未	実践女子大学 生活科学部生活環境学科	住人の迷いが導く重伝地区発展法 ～山・寺・奈良井宿・線路・川が紡ぐ集楽生活～
JIA埼玉賞	林明歩	日本工業大学 建築学部建築学科	主題：暗渠道を耕す 副題：細長い菜園が育むまちの暮らし
総合資格学院賞	村井悠斗	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科	再出発への軌跡
総合資格学院賞	小松美材	東洋大学 理工学部建築学科	線路跡地で分断を解消するメジャーディストリクト ～都市のイメージにならって～
日建学院賞	田村実優	日本工業大学 建築学部建築学科	森が織り成す多世代型シェアハウス 環境を纏う暮らし方
日建学院賞	阿部倉周斗	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科	脈動都市 ～意識を揺さぶる新たなリズム～
奨 励 賞	増田り子	日本女子大学 家政学部住居学科	肌理の知覚 ～自然がつくる時間と人工物がつくる時間～
奨 励 賞	高島愛華	日本工業大学 建築学部建築学科	クサキハナノテラス
奨 励 賞	大山ななみ	東京電機大学 未来科学部建築学科	世代を超えたキャッチボール ～持ちつ持たれつ学生と農業～
奨 励 賞	渡辺健斗	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科	文化が溢れる日常 ～地域とつながるコンサートホール～
奨 励 賞	松本果穂	実践女子大学 生活科学部生活環境学科	生産創造消費社会
奨 励 賞	野本拓臣	日本工業大学 建築学部建築学科	ブドウ棚Base ～西条原農交拠点～
奨 励 賞	白倉柊斗	東洋大学 理工学部建築学科	公園としてのスタジアム ～地域と共生するスタジアムの在り方～
奨 励 賞	宮本雄史	東京理科大学 創域理工学部建築学科	参道が結ぶ大河と地下水路
奨 励 賞	山崎誠一郎	慶應義塾大学 理工学部システムデザイン工学科	地縁を織る
奨 励 賞	LE THI PHUONG ANH	ものづくり大学 技能工芸学部建設学科	TRE (Bamboo) Link + D15 ～熊谷駅南北軸フロムナードの設計提案～
奨 励 賞	梶原綾真	ものづくり大学 技能工芸学部建設学科	行田市廃校を利用した人流・物流拠点の設計提案
奨 励 賞	本間隆太郎	日本大学 理工学部建築学科	地へふれる水脈
奨 励 賞	佐々木柚月	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科	つながりの交差点 ～多国籍・多世代が協生し、利根川と共生するまち：栗橋へ～
奨 励 賞	服部沙菜絵	実践女子大学 生活科学部生活環境学科	クロスオーバー ～仮想現実漂流空間～
奨 励 賞	折田匠	日本大学 生産工学部建築工学科	知の階梯 ～駅前ロータリーと共生する図書館～
奨 励 賞	柳沼翔	日本工業大学 建築学部建築学科	繋ぎ・継ぐ、 ～岩槻人形通り～
奨 励 賞	許裕伊	工学院大学 建築学部建築デザイン学科	宿す個性 ～ポストモダンの自由な造形から学ぶ「元氣な建築」のつくりかた～
奨 励 賞	高橋樹	日本大学 生産工学部建築工学科	湯景 ～現代湯治宿の再考～
奨 励 賞	高木優	ものづくり大学 技能工芸学部建設学科	Container × Roll ～クレーンとコンテナを使用した新しい商業施設のプロトタイプ設計～
奨 励 賞	佐藤駿悟	東洋大学 理工学部建築学科	city in city on city ～選手村跡地におけるアンチテーゼとしての病院～
奨 励 賞	小泉葵生	工学院大学 建築学部まちづくり学科	雨が降るらしい ～水脈が導く文化の再生～
奨 励 賞	合田優斗	東京電機大学 未来科学部建築学科	交錯の導 ～劇場性を用いた複合型商業施設の提案～
奨 励 賞	伊藤駿作	日本大学 生産工学部建築工学科	御柱の鎮魂
奨 励 賞	大橋萌香	東京電機大学 未来科学部建築学科	木構の景譜 ～木材と学びが重なり紡ぐ風景～

ものづくり大学卒業生の就職動向について

ものづくり大学 学生課

1 大学の概要

本学は2001年4月に開学した工科系単科大学です。1学部(技能工芸学部)2学科(情報メカトロニクス学科、建設学科)から成り、現在1,000人程度の学生が在籍しています。また、開学以来平均97%の就職率を達成し、多くの卒業生を実践力も兼ね備えた技術者として産業界に送り出しています。

学生は北海道から九州・沖縄まで全国各地から集まっていますが、出身地別にみると、関東が約80%を占め、次いで甲信越・北陸、東北がそれぞれ約5%となっています。なお、埼玉県出身者が約35%を占めています。

授業は6割以上が実技・実習などで占められており、実務経験豊富な教授陣と各界一流の技術者が指導を行っています。理論と実技を融合したカリキュラムと徹底した少人数実践教育で、社会で即戦力となる実力を身につけた人材の育成に努めています。

本学の特徴である実働40日間(6月中旬から8月中旬)のインターンシップは2年次に授業の一環として、情報メカトロニクス学科では企業等の生産現場での実務を体験し、また建設学科では建設現場での補助的な業務・作業などを体験しています。その他、4年次には、就職を念頭においたインターンシップが用意されており、自分が学んでいる分野に沿った企業で専門性の高い実務を経験することができます。

2 就職の動向

(1) 2025年3月卒業生の動向

2025年3月卒業生は、例年に比べ、早期に進路を明確に決めている学生の内定取得時期の早期化が顕著な状況となりました。また、企業側の採用活動開始時期も例年に比べ早まっており、全体を通して、学生の就職活動が長期化している状況となっています。

企業側の採用意欲の高さから、早期選考なども多く見受けられるようになり、その結果、学生の学業に影響が出つつあります。また、学業や課外活動(プロジェクト活動等)に注力した学生や、職種業界の研究に時間を要した学生の動き出しが遅れる傾向もあり、その結果、就職活動における学生の二極化がより顕著となり、内定取得時期が例年より遅れるなどの影響が出ましたが、最終的には前年と同等の就職率となりました。

2025年3月卒業者の就職率は98.2%で、そのうち、埼玉県内への就職率は21.2%となっています。学科別にみると、総合機械学科(現情報メカトロニクス学科)96.2%(埼玉県内19.0%)、建設学科99.3%(同22.4%)となっています。(表1)

2025年3月卒業者の就職先業種をみると、総合機械学科卒業者では、図1に示す通り、「設計・運搬等」(22.4%)、「自動車・造船」(21.1%)、「一般機械」(15.8%)、「金属製品」(10.5%)、「電機・電子」(6.6%)、の順となっています。また、建設学科卒業者では、図2に示す通り、「総合建設」(26.4%)、「建築・住宅」(25.0%)、「設計・不動産」(16.7%)、「専門工事」(11.8%)、「各種製造」(8.3%)、「土木・造園」(3.5%)の順となっています。

	2024年度 卒業生数(人)	民間就職 希望者数(人)	民間企業 就職者数(人)	民間企業 就職率(%)
総合機械学科	88	79	76	96.2%
建設学科	160	143	142	99.3%
合 計	248	222	218	98.2%
2023年度(第20期生)	271	232	229	98.7%
2022年度(第19期生)	262	242	240	99.2%
2021年度(第18期生)	251	203	200	98.5%
2020年度(第17期生)	228	203	200	98.5%

表1. 2020年度以降の就職率の変遷

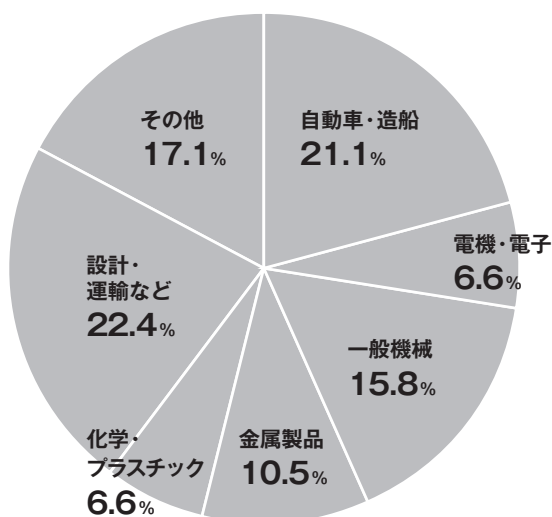


図1. 総合機械学科の就職先区分

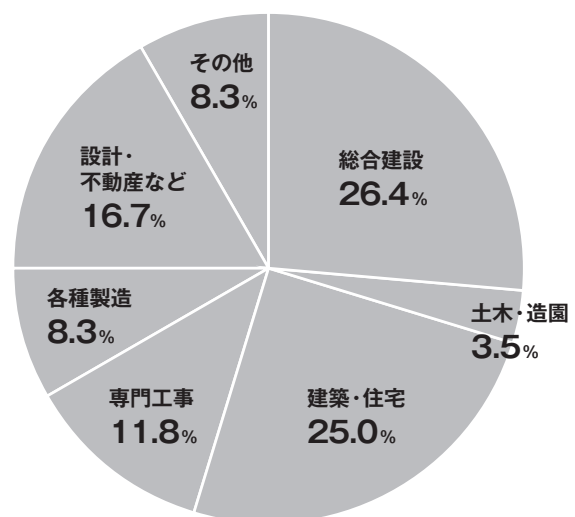


図2. 建設学科の就職先区分

(2) 2026年3月卒業予定者(現4年生)の動向

現在、2026年3月卒業予定者(現4年生)が就職活動に取り組んでいます。昨年に比べ企業の採用活動はさらに早期化し、活発になっています。会社説明会や面接等の選考については、多くの企業で対面／Web方式の併用による選考を行っています。

学生の多くは本学にいただいた求人や情報サイトの中から、会社説明会や現場見学会に参加して企業情報の収集等に努めているとともに、面接などの採用選考に取り組んでいます。企業の採用・選考時期が昨年より早期化していることから、学生の就職に向けた活動も早い段階から本格化してきています。

大学として多くの企業との面談を通して企業の採用情報等を収集し、その情報を学生に提供することで、学生が早期に内定を取得できるよう就職支援の強化を図っていきます。

工業高校卒業生の就職動向について

埼玉県 教育局県立学校部 高校教育指導課

1 埼玉県の県立工業高校について

本県では県立工業高校を15校設置しています。(図1)

各工業高校で設置している学科は異なり、1学科に対する生徒定員は、40人又は80人となっています。(図2)

建設関係の学科は、5校(いずみ、大宮工業、川越工業、春日部工業、熊谷工業)で生徒定員は280人です。県内の工業高校の令和5年度就職希望者数は1,075人でした。(令和6年3月埼玉県教育委員会調べ)

図1. 埼玉県内の県立工業高校の配置

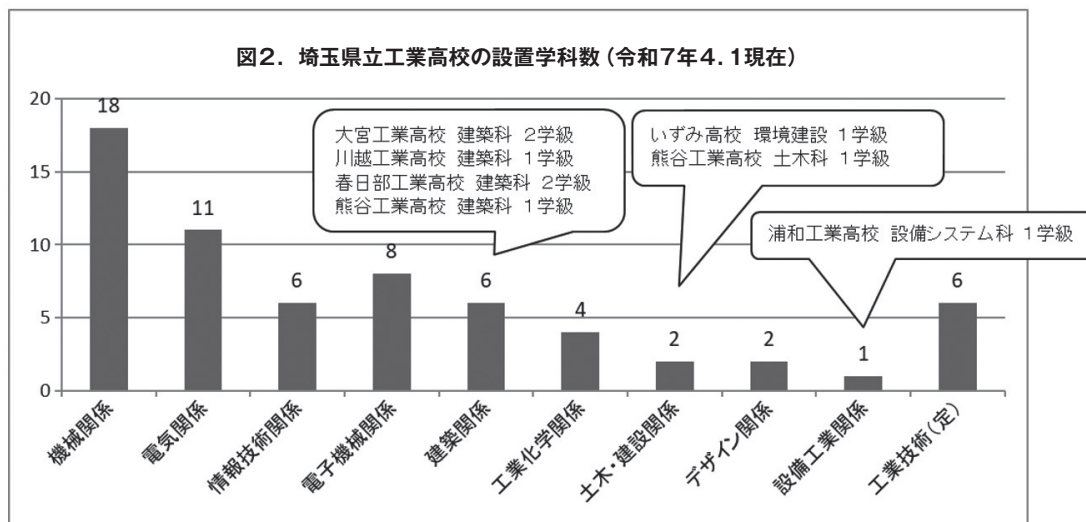


工業系高校15校 ○

工業科単独校9 ■併置校6

※工業系 = 工業科14校 + いずみ (生物・環境系)

図2. 埼玉県立工業高校の設置学科数 (令和7年4.1現在)

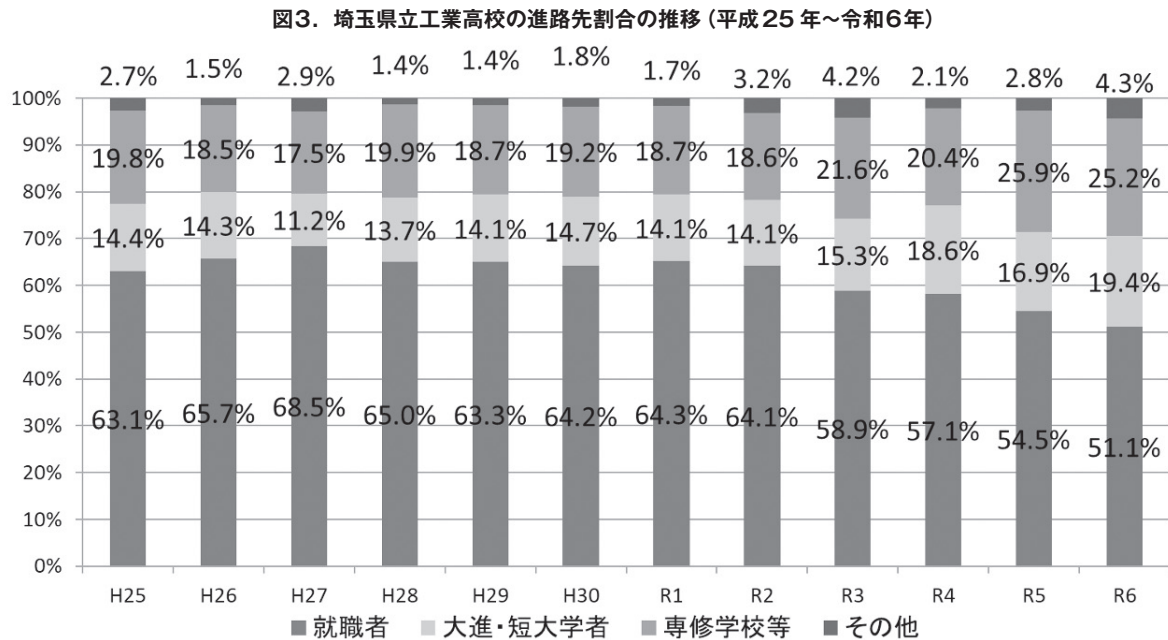


全日制15校(単独校9、併置校5、生物・環境系1)、定時制3校
令和6年度 高校教育指導課 産業教育に関する調査より

2 埼玉県工業高校の進路割合について

本県工業高校の進路割合は、就職者が51.1%、進学者が44.6%と例年より進学者数が増えています。
(図3)

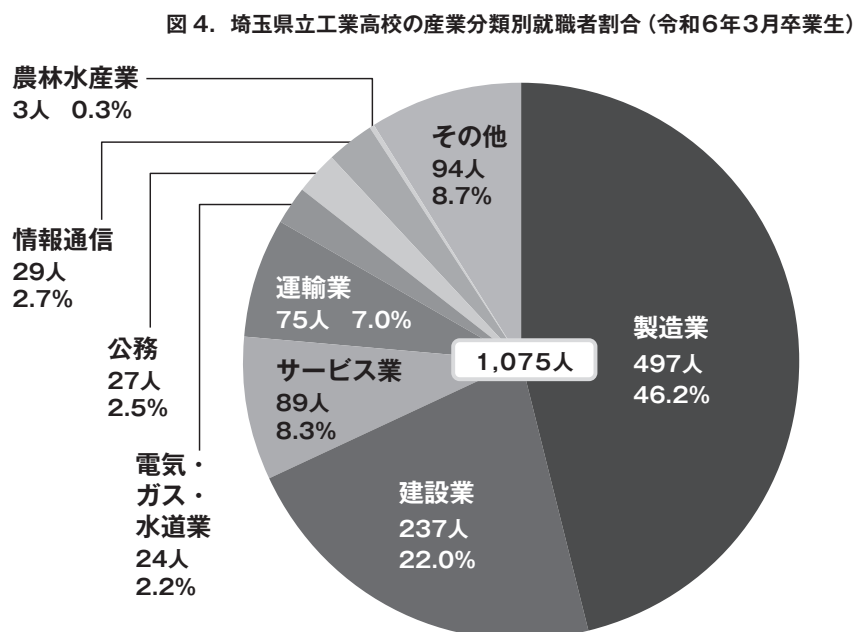
進路の多様化により、工業高校卒業後の進路にも変化があります。



3 工業高校生の就職の動向について

本県工業高校生の就職について産業別に分類すると、製造業に就く者が46.2%と高い割合を示し、次いで建設業が約22.0%という状況です。(図4)

工業高校生の就職については、製造業が中心で、在学中に学んでいる専門性を生かした就職先を選択している傾向が強く、県内の企業への就職者は69.0%となっています。





より良い改修工事の実現に向けて

埼玉県総合技術センター

近年、埼玉県が発注する建築工事のほとんどは改修工事です。県立高校の全体改修工事や快適HS工事、また部室棟の耐震改修工事などが多く発注されています。これらは新築工事にはない難しさがあり、発注者および受注者ともに苦心しているのが実状です。

今回、多くの改修工事で共通する外壁改修、防水改修及び鉄部改修について取り上げ、注意すべき重要なポイントを整理します。私たち建設工事に携わる者が互いの立場を理解し、持てる技術を共有することで、より良い改修工事を実現していきましょう。

1 外壁改修工事

外壁改修工事で最も重要なことは、躯体のコンクリート等の調査を漏れなく行い、劣化部分を確実に補修することです。これによって躯体を健全な状態に保ち、建物全体の長寿命化を図ることができます。

1 欠損・クラック部分の処置

- コンクリートの欠損部は劣化したコンクリートを確実に除去し、樹脂モルタルなどで補修する。また、クラックが入った個所は、Uカットなどで亀裂の進行を防いだ後、確実に補修する。



コンクリート欠損



樹脂モルタル充填



クラック部・Uカット処置

2 爆裂部分の処置

- 鉄筋コンクリート造において、コンクリートの劣化に鉄筋の腐食が加わることで爆裂が生じる。その際、再発を防ぐために鉄筋の錆を確実に落とし、丁寧に防錆措置を施すことが必要である。



コンクリート爆裂



防錆プライマー塗布



樹脂モルタル充填

3 アンカーピンニング工法の注意点

- 従前はコンクリート躯体にモルタルを数cm塗布し、その上に仕上げ材を施工することが一般的であった。しかし、このモルタルは弱いところから剥離していくため、剥落防止対策が必要である。
- 方法としては、ピンと接着剤でモルタルの浮きを止める工法が多く用いられる。ピンはコンクリート躯体に3cm程度挿入する必要があるため、施工前にモルタル厚を計測し、ピンの長さを決めておかなければならない。



4 塗仕上げ材選定における注意点

- 外壁面は複層塗材など防水性能の高い材料を用いることが多いが、軒天などの見上げ面まで同材を用いるケースをよく見かける。
- 軒天は反対側の仕上げ状況によっては、雨水などがコンクリート躯体と塗装材との間に浸潤し、塗膜が膨れる場合がある。そのような個所は、リシン等の水分の蒸発を促す材料を用いると良い。



2 防水改修工事

防水改修工事で重要なことは、既存の防水層について詳細に調査を行い、適切な工法を選定して劣化部分を確実に補修することです。これによって雨風から建物を保護し、建物全体の長寿命化に繋げることが出来ます。

1 既存防水層の調査

- 工事記録や施設管理台帳、現場の施工票等を調査し、過去に行った工事内容や時期を把握する。
- 設計変更等で工事内容が変わっている場合もあるため、現場で支障のない個所を見つけ、躯体までの防水層の構成について実地調査する。

2 工法等の検討と選定

- 高等学校などの県有施設で、鉄筋コンクリート造の屋上防水は、アスファルト防水に押えモルタルで仕上げるケースが一般的である。
- その後の改修において、ウレタン塗膜防水の絶縁工法を施す場合が多く、さらに、密着工法でウレタン塗膜防水を重ねることもある。
- 現場の実状に応じ、十分な防水性能を確保できるよう工法と施工方法の検討を行う必要がある。

既存防水層の調査

工法等の検討・選定

施設管理台帳・
過去の工事記録等の調査

防水施工票の確認

現地で既存防水層を実地調査
[支障ない部位]

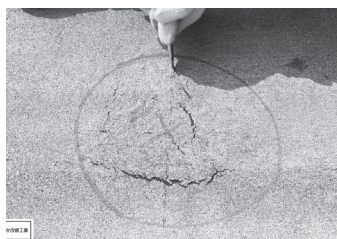
既存防水層の実態を踏まえ、
工法と施工方法を比較・検討

防水専門メーカーを含めた
現場検証

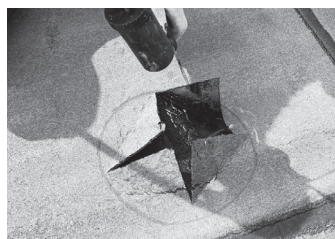
工法・施工方法の決定

3 劣化部の処置方法

- ウレタン塗膜防水で改修工事を行った現場では、絶縁シートの一部に浮きが生じたり、亀裂が入るケースがよくある。このような場合には、患部を切開し、接着・転圧を施す方法が一般的である。



亀裂部にマーキング

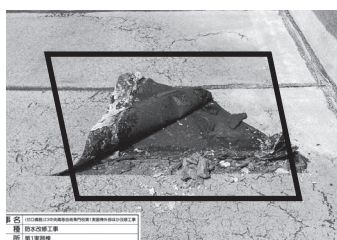


亀裂部を切開



接着後に転圧

- シート防水やアスファルト防水の現場では、防水層が広範囲にめくれ上がっているケースがある。このような場合は患部全体を撤去し、仮防水を兼ねて不陸調整を行う必要がある。



破損部にマーキング



破損部を除去



不陸調整・仮防水

3 鉄部改修工事

鉄部の改修で最も重要なことは、腐食した部分を確実に手当てすることです。特に手摺などの構造耐力が求められる箇所は注意が必要です。

1 部位に応じた塗材の選定

- 雨掛かりする箇所等にSOPを塗布する仕様となっているケースがあるが、鉄部の劣化状況によっては、DP塗装など耐候性の高い塗料に変更するなどの検討が必要である。

2 腐食部分の処置

- 手摺や階段などの腐食が進んでいる場合、そのまま放置すると事故に至る可能性がある。一般的には新規部材で補強するが、構造耐力が見えない場合には、部材の交換も検討する必要がある。



新規部材の溶接



腐食部の取替・塗装完了

お問合せ

建築工事検査担当

☎ 048-788-2242

講習会案内

団体名	講習名	講習予定日	会場
埼玉県電気工事 工業組合 048-663-0242	現場代理人管理技術基礎	7月24～25日	埼玉電気会館
	設計・積算・原価管理技術	8月4日～5日	埼玉電気会館
	高圧・特別高圧電気取扱者特別教育	第1回:8月25～26日	埼玉電気会館
	第1種電気工事士学科受験	第1回:8月28～29日、 9月4日～5日	埼玉電気会館
	1級電気工事施工管理技士受験(二次)	9月1日・8日・17日	埼玉電気会館
	2級電気工事施工管理技士受験	10月7日・17日・20日・31日	埼玉電気会館
	第二種酸素欠乏危険作業従事者特別教育	7月22日	埼玉電気会館
	墜落制止用器具「フルハーネス型」使用作業特別教育	8月1日	埼玉電気会館
	巻き上げ機(ウインチ)の運転者特別教育(学科)	8月7日	埼玉電気会館
	丸のこ等取り扱い作業従事者特別教育	8月22日	埼玉電気会館
	振動工具作業従事者安全衛生教育	9月29日	埼玉電気会館
	自由研削砥石の取替え等の業務特別教育	10月2日	埼玉電気会館
一般社団法人埼 玉県電業協会 048-864-0385	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	7月24日	埼玉建産連研修センター200
	1級電気通信工事施工管理技術検定試験(一次) 受験準備講習会	7月29～30日	埼玉建産連研修センター202
	第一種電気工事士試験(筆記) 受験準備講習会	8月21・28日、 9月11・18・25日	埼玉建産連研修センター103
	足場の組立て等作業主任者技能講習	8月25～26日	埼玉建産連研修センター103or202
	あと施工アンカー講習	8月29日	埼玉建産連研修センター103
	1級電気工事施工管理技術検定試験(二次) 受験準備講習会	9月19・26日、 10月3・10日	埼玉建産連研修センター103
	2級電気工事施工管理技術検定試験受験準備講習会	10月1・15・22・29日、 11月5日	埼玉建産連研修センター103or202
	2級電気通信工事施工管理技術検定試験受験準備講習会	10月2・9・16日	埼玉建産連研修センター202
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	10月7日	埼玉建産連研修センター103
	第一種電気工事士試験(技能) 受験準備講習会	10月14・21・28日、 11月4・11日	埼玉建産連研修センター201
	登録電気工事基幹技能者認定講習	10月25～26日	埼玉建産連研修センター200
	1級電気通信工事施工管理技術検定試験(二次) 受験準備講習会	10月30～31日	埼玉建産連研修センター202
埼玉労働局長 登録教習機関 建設業労働災害 防止協会 埼玉県支部 048-862-2542	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習 (埼玉労働局長登録第255号)	8月20～22日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者教育	7月29～30日	埼玉建産連研修センター
	職長・安全衛生責任者能力向上教育	8月1日	埼玉建産連研修センター
	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	8月28日	埼玉建産連研修センター
	施工管理者等のための足場点検実務者研修 (CPDS 認定講習)	8月29日	埼玉建産連研修センター
	足場の組立て等特別教育	8月26日	埼玉建産連研修センター
	建築物石綿含有建材調査者講習(一般)	8月5～7日	埼玉建産連研修センター
(一社) 埼玉県 建築士事務所協会 048-864-9313	建築士定期講習	7月24日、8月22日、 9月25日、10月24日	埼玉建産連研修センター

※予期せぬ理由により日程の変更、または中止になる場合があります。
詳細は各団体へお問い合わせください。

公共工事前払金保証統計から見た
県内の公共工事等の動き(令和6年度)

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

前払金の状況

令和6年度の埼玉県内における前払金保証取扱高は、件数が7,732件(前年度比+0.6%)、請負金額が5,321億円(前年度比+13.6%)となりました。

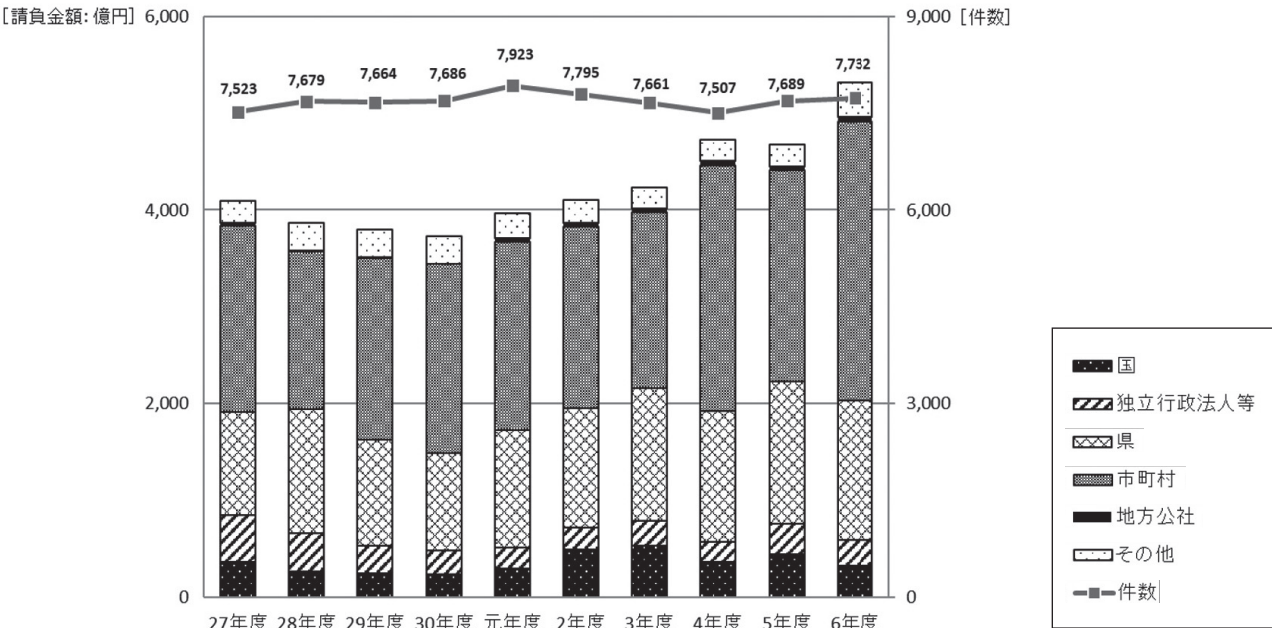
発注者別(請負金額)にみると、「国」、「独立行政法人等」、「埼玉県」、「埼玉以外の都県」は減少したものの、「市町村」、「地方公社」、「その他」は前年度比で増加となりました。

(金額単位:百万円)

発注者	年度	令和6年度		令和5年度		対前年度増減率(%)	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		206	32,550	224	44,676	-8.0	-27.1
独立行政法人等		136	26,579	146	31,453	-6.8	-15.5
県(※)		2,671	144,183	2,663	147,113	0.3	-2.0
市町村		4,304	288,462	4,234	217,498	1.7	32.6
地方公社		82	4,805	88	4,367	-6.8	10.0
その他		333	35,563	334	23,195	-0.3	53.3
合 計		7,732	532,143	7,689	468,303	0.6	13.6

(※)埼玉以外の発注工事で工事場所が埼玉県内のものを含む。

年度別推移(10年間の動向)



中間前払金の状況

国土交通省、農林水産省をはじめとする国の機関や地方公共団体などでは、前払金に加えて、工事代金の2割を前払いする制度(中間前金払制度)が導入されております。

令和6年度の埼玉県内における中間前払金保証取扱高は、件数が286件となりました。

(金額単位:百万円)

発注者		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		7	3,610	6	3,399	8	3,869
独立行政法人等		8	8,039	2	1,074	2	2,167
都 県	埼玉県	105	13,856	101	10,286	125	11,635
	埼玉以外の都県	0	0	2	226	0	0
市町村		159	53,426	166	29,875	176	34,889
その他		7	1,961	8	1,451	3	297
合 計		286	80,894	285	46,313	314	52,860

中間前金払制度の導入状況

県内市町村においては、改正品確法に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」等の内容も踏まえ、順次導入が進められているところです。

令和7年4月に蓮田市、吉見町、鳩山町が導入し、県内導入市町村数は39市17町、導入率は88.9%となりました。



業務委託の状況

令和6年度の埼玉県内における業務委託（設計、調査及び測量）の前払金保証取扱高は、件数が1,581件となりました。

（金額単位：百万円）

発注者		令和6年度		令和5年度		令和4年度	
		件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国		51	1,840	62	3,108	49	1,203
独立行政法人等		61	3,180	51	1,133	69	1,339
都 県	埼玉県	912	9,934	906	10,485	944	8,490
	埼玉以外の都県	7	524	13	328	6	295
市町村		506	7,470	474	6,976	397	5,818
その他		44	767	35	771	39	803
合 計		1,581	23,719	1,541	22,803	1,504	17,950

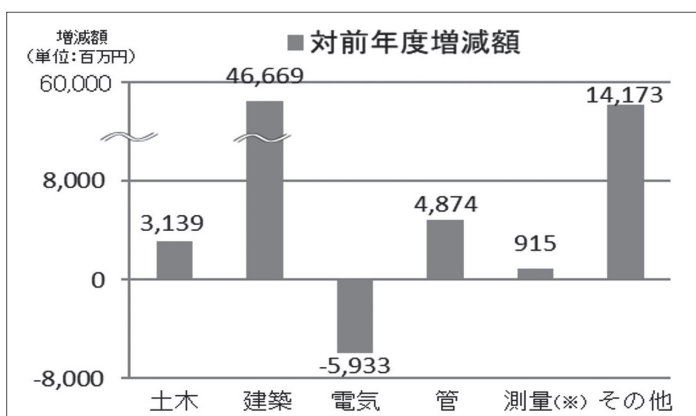
業務委託における前金払制度の導入状況

改正品確法に基づき発注者共通の指針として定められた「発注関係事務の運用に関する指針」等の内容も踏まえ、順次導入が進められているところです。

令和7年4月に羽生市、滑川町が導入し、県内導入市町村数は31市19町1村、導入率は81.0%となりました。



工種別の動き



(金額単位:百万円)

区 分	土木	建築	電気	管	測量(※)	その他	合計
令和6年度取扱高	245,804	148,584	45,230	28,823	23,719	39,982	532,143
令和5年度取扱高	242,665	101,914	51,163	23,948	22,803	25,808	468,303
増 減 額	3,139	46,669	-5,933	4,874	915	14,173	63,840

※測量には設計及び調査も含まれます

電子保証の取扱件数

年度		令和6年度	令和5年度	導入日
発注者	埼玉県	2,003	827	令和4年11月1日
市町村	さいたま市	134	87	令和5年4月1日
	川口市	195	-	令和6年4月1日
	戸田市	41	-	令和6年4月1日
	上尾市	48	10	令和5年4月1日
	川越市	44	-	令和6年11月1日
	坂戸市	4	2	令和4年9月2日
	秩父市	31	29	令和4年11月1日
	深谷市	37	-	令和6年9月1日
	春日部市	42	-	令和6年4月1日
	横瀬町	30	19	令和4年11月1日
	杉戸町	24	0	令和6年3月1日
小 計		630	147	
坂戸、鶴ヶ島下水道組合		0	0	令和5年9月1日
秩父広域市町村圏組合		33	-	令和6年4月1日
埼玉県浦和競馬組合		2	-	令和6年7月1日
合 計		2,666	974	

※令和5年度当時の未導入箇所の件数は「-」となっています。

※電子保証における前払金保証、契約保証、中間前払金保証の件数を集計しています。

お問い合わせ先

東日本建設業保証株式会社埼玉支店

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階

TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336 URL <https://www.ejcs.co.jp/>

東日本建設業保証（株）からグループ会社商品のお知らせです！！

～国土交通省 地域建設業経営強化融資制度～

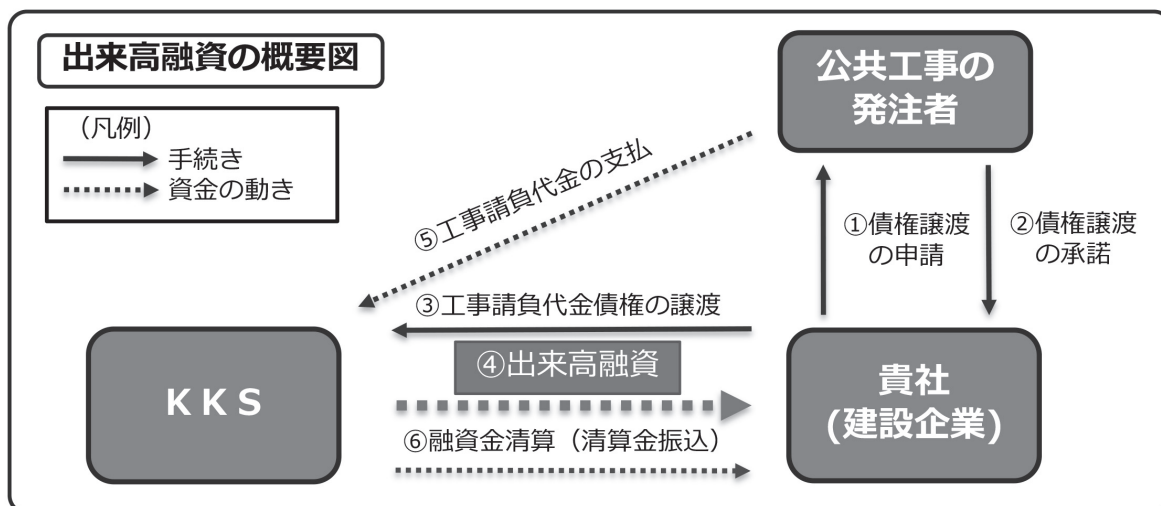
KKS出来高融資

KKS出来高融資のおすすめポイント

- ☑ 立替払いが多く、資金繰りに負担がかかっている・・・
⇒ 工事の出来高に応じて融資を受けられます！
- ☑ 工期が延長し、竣工金の受取りまで時間がかかりそう・・・
⇒ 竣工金を受け取る前までの資金繰りに役立ちます！
- ☑ 金融機関の融資枠とは、別の資金調達手段を確保したい・・・
⇒ 保証人を立てたり、不動産の担保設定は不要です！

KKS出来高融資のしくみ

貴社が発注者に対して有する工事請負代金債権を譲渡いただいたうえで建設経営サービス（KKS）が**出来高に応じて融資**を行い、完成代金の入金をもってご返済いただきます。



制度を採用している発注者

国 : 国土交通省、農林水産省、文部科学省、防衛省、財務省、法務省

独立行政法人等 : 都市再生機構、水資源機構、鉄道・運輸機構、高エネルギー加速器研究機構

東日本高速道路（株）、首都高速道路（株）、埼玉大学 等

県内自治体 : 埼玉県、さいたま市、川口市、行田市、所沢市、上尾市、草加市、越谷市、入間市、久喜市、坂戸市、嵐山町、小川町、杉戸町

※上記発注者以外でも制度を利用できる場合があります。まずはご相談ください。

・ 会 員 だ よ り ・

埼玉県電気工事工業組合

令和7年度通常総代会及び臨時評議員会を盛大に開催 新理事長に佐藤隆行氏（大宮支部 ㈱エルテックコーポレーション）

埼玉県電気工事工業組合は、令和7年5月21日（水）に、さいたま市北区の埼玉電気会館で令和7年度通常総代会及び埼玉県電気工事政治連盟臨時評議員会を開催しました。

総代会は、午後3時から西澤長次総務委員長の司会進行で行われ、始めに沼尻理事長が挨拶し、続いて、議長団として議長に飯能支部の津藤淳也総代、副議長に越谷支部の柳田信吉総代2氏を選出し議事に入り、議案審議では、令和6年度の事業報告及び決算内容が報告されました。

続いて、令和7年度の事業計画案と予算案について説明がありました。また、任期満了に伴い新理事及び監事が選任され、全13の議案を審議し満場一致で可決・承認されました。

通常総代会の終了後、新役員による第1回理事会を開催し、新理事長に佐藤隆行氏（大宮支部 ㈱エルテックコーポレーション）の就任が承認されました。

理事長就任挨拶で佐藤新理事長は「理事長としてご指名をいただき、その重責を担うにあたり、身の引き締まる思いでございます。地域社会から信頼される組織として、時代を担う人材の育成、業界の全体の地位の向上、安全、安心で信頼される組織の強化に取り組んでまいりますので、ご支援よろしくお願いします。」などと述べました。



挨拶する佐藤隆行新理事長

総会等の結果について

構成団体における総会等開催結果は以下の通りです。

一般社団法人 埼玉県建設業協会

開催日	5月20日 14時00分から
場所	ロイヤルパインズホテル浦和
役員	改選
会長	小川 貢三郎
副会長	島村 健・中原 誠・関根 信次 関根 勇治・古郡 栄一・真下 敏明
主な事業	●将来の担い手確保・育成対策の推進 ●経営の安定化対策の推進 ●第三次担い手3法の徹底と 入札・契約制度改革への対応 ●働き方改革への対応 ●生産性及び技術力の向上 他

一般社団法人 埼玉県電業協会

開催日	5月28日 16時00分から
場所	ホテルブリランテ武蔵野
役員	非改選
会長	積田 優
副会長	内山 祥章・佐野 雄一郎 深井 正美・山本 和利
主な事業	●就労支援・技術育成事業 ●災害対策・環境保全事業 ●調査研究事業 ●人材育成・企業合理化事業 ●50周年事業 他

一般社団法人 埼玉県造園業協会

開催日	5月23日 15時00分から
場所	ホテルブリランテ武蔵野
役員	非改選
会長	阪上 清之介
副会長	西山 敏治・三枝 和男・深野 弘
主な事業	●緑化事業の推進及び緑化意識の普及啓発事業 ●造園技術の維持向上等のための研修事業 ●関係団体の連携及び表彰推薦事業 ●造園緑化に関する受託事業 ●その他事業（団体保険等）

埼玉県電気工事工業組合

開催日	5月21日 15時00分から
場所	埼玉電気会館
役員	改選
理事長	佐藤 隆行
副理事長	羽鳥 隆行・川井 喜一郎・大元 浩司
主な事業	●安定した組合運営 ●電気保安及び安全・安心の確保 ●電気工事品質及び技術の向上 ●組合及び組合員の地位向上

一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

開催日	4月16日 16時00分から
場所	浦和ワシントンホテル
役員	非改選
支部長	西浦 建貴
副支部長	遊馬 久治・佐藤 尚人・山中 重則
主な事業	●本部の長期方針・重点施策・事業計画に準拠した事業の推進 ●定時総会・支部役員会 ●ボランティア活動 ●ペインテナンスクャンペーンの推進 ●講習会・研修会の開催

埼玉県型枠工事業協会

開催日	3月24日 15時00分から
場所	建産連研修センター103会議室
役員	非改選
会長	白戸 修
副会長	堀江 弘道・杉内 健二
主な事業	●技能検定講習会 ●随時技能検定

一般社団法人 埼玉建築士会

開催日	6月12日 15時00分から
場所	大宮ソニックシティ
役員	非改選
会長	丸岡 庸一郎
副会長	佐藤 彰宏・加藤 正志・鈴木 靖則
主な事業	● 建築士登録・閲覧事業 ● 建築士制度普及啓発事業 ● 調査研究事業（委員会・見学会他） ● 建築士の知識及び技術向上のための講習会事業 ● 一級、二級及び木造建築士試験実施事業

一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会

開催日	6月13日 14時00分から
場所	ホテルプリランテ武蔵野
役員	非改選
会長	佐藤 啓智
副会長	竹ノ谷 敦夫・中村 純三 廣瀬 正美・植松 敦史
主な事業	● 社会の要請に応える事業への取り組み ● 協会の基盤の強化 ● 業務報酬適正化の実現

一般社団法人 埼玉建築設計監理協会

開催日	6月6日 15時30分から
場所	ホテルプリランテ武蔵野
役員	非改選
会長	神田 廣行
副会長	松崎 武志・村山 隆之・片瀨 恭利
主な事業	● 法人化55周年記念事業 ● 会員増強 ● 最低制限価格90%以上への設定の要望 ● 令和6年国土交通省告示第8号の厳守、業務料算定根拠の調査 ● 次世代を考える会

一般社団法人 埼玉県測量設計業協会

開催日	5月23日 14時30分から
場所	THE MARK GRAND HOTEL
役員	非改選
会長	及川 修
副会長	笠原 俊也・遠藤 秀徳・小山 祥史
主な事業	● 国、県、市町村に対する要望活動 ● 県幹部職員等との意見交換 ● 最新の測量技術に関する工業高校等への出前授業 ● 測量設計技術の研修会 ● 測量ビジョンの策定

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

開催日	5月23日 14時30分から
場所	建産連研修センター 大ホール
役員	改選
支部長	首藤 和彦
副支部長	関根 勇治・中原 誠・真下 敏明
主な事業	● 「建設業労働災害防止規程」をはじめ、安全衛生意識の向上の為に広報・啓発事業 ● 「一人KY推進運動 埼玉」の実施及び労働災害防止大会の開催 ● 労働安全衛生法に基づく作業主任者技能講習等の実施 ● 安全指導者等による現場安全パトロールの実施 ● 安全衛生教育用図書・安全用品頒布

埼玉県下水道施設維持管理協会

開催日	6月20日 16時30分から
場所	(株)エコロジーフォース本社会議室
役員	改選
会長	松本 朗
副会長	大村 相基
主な事業	● 通常総会 ● 要望活動 (埼玉県下水道局・埼玉県下水道公社)

一般財団法人 埼玉県建築安全協会

開催日	6月24日 15時00分から
場所	建産連会館 特別会議室
役員	改選
理事長	江口 満志
副理事長	島村 健・神田 廣行 金子 和巳・石井 秀武
主な事業	●定期報告制度の周知、技術向上等に関する事業 ●防災意識向上に関する事業 ●定期調査員及び検査員の把握及び情報の発信に関する事業 ●特定行政庁等との委託契約に基づく事業等

埼玉県地質調査業協会

開催日	5月23日 14時50分から
場所	浦和ワシントンホテル
役員	改選
会長	関口 彰伸
副会長	大和田 茂
主な事業	●戸建て住宅の地盤よろず無料相談 ●現場見学会の企画・実施 ●技術講演会の企画・実施 ●チャリティーボウリング大会 ●技術研修会等への講師の派遣

埼玉県生コンクリート工業組合

開催日	5月29日 15時00分から
場所	ロイヤルパインズホテル浦和
役員	改選
理事長	松原 浩明
副理事長	西森 幸夫・田坂 文宏・千島 宏喜 小林 智・山本 浩史
主な事業	●品質管理監査事業 ●指導教育事業 ●調査・研究事業 ●福利厚生事業

一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会

開催日	5月22日 16時00分から
場所	さいたま共済会館
役員	改選
会長	竹馬 章二
副会長	栗木 薫・井ノ上 信雄・永塚 謙司
主な事業	●建築設備の設計監理業務に関する調査研究 ●設備設計事務所の秩序保持に関する施策の実施 ●設備設計に関する省エネルギー、防災等の技術研究及び県民に対する普及啓発、設備設計技術講習会への講師派遣 ●担い手確保・育成 ●関係官庁及び内外関係団体との連携

埼玉アスファルト合材協会

開催日	5月13日 11時00分から
場所	ロイヤルパインズホテル浦和
役員	非改選
理事長	中原 誠
副理事長	関根 信次・橋本 修壺・西場 慎一
主な事業	●アスファルト混合所に関する製造技術・施工技術の調査研究と技術見学会開催 ●アスファルト合材に関する埼玉県県土整備部との連絡会議（第44回）開催 ●全体会開催（会員の資質向上、技術の研鑽他） ●南関東アスファルト合材協会連絡協議会の一員として広域的に活動する ●一般社団法人日本アスファルト合材協会委員会の活動に参加し専門知識技術水準の向上に努める

一般社団法人 さいたま市建設業協会

開催日	6月3日 11時00分から
場所	ロイヤルパインズホテル浦和
役員	非改選
会長	斎藤 恵介
副会長	首藤 和彦・松永 大祐
主な事業	●経営基盤の強化 ●各種委員会活動 ●要望活動 ●大規模災害への取り組み強化 ●関係諸団体に対する協力

NPO法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会

開催日	6月18日 15時00分から
場所	ホテルブリランテ武蔵野
役員	非改選
理事長	小沢 正康
副理事長	小重 忠司・村岸 貴久
主な事業	●循環型社会構築事業 ●改良土の研究、開発、普及促進事業 ●自然環境破壊防止活動事業 ●建設発生土受入先の情報提供事業

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

開催日	6月18日 14時00分から
場所	建産連研修センター103会議室
役員	非改選
会長	伊田 登喜三郎
副会長	小川 貢三郎・積田 優・白戸 修 島村 健・越智 勝行
主な事業	●建設産業に関する調査研究及び提言 ●建設産業に従事する者の能力開発及び経営改善の支援 ●建設産業に関する啓発宣伝事業 ●建産連会館及び建産連研修センターの管理運営 ●その他目的を達成するために必要な事業

連 合 会 日 誌

令和7年

- 4月 8日 県庁幹部へ新年度御挨拶、正副会長会議
- 4月16日 日本塗装工業会埼玉県支部定時総会
- 4月19日 埼玉建築設計監理協会卒業設計コンクール展
～ 22日
- 4月23日 広報委員会
- 4月25日 埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク幹事会
- 4月26日 公明党埼玉県本部政策要望懇談会（伊田会長、越智副会長出席）
- 5月 7日 自民党埼玉県連参議院選挙総決起大会（伊田会長、知久常務出席）
- 5月12日 埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター定時理事会（伊田会長出席）
- 5月13日 埼玉県建設産業団体連合会監事監査
同 埼玉アスファルト合材協会通常総会
- 5月14日 委託関係8団体意見交換会報道発表
- 5月16日 埼玉県空調衛生設備協会定時総会
- 5月19日 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会総会（知久常務出席）
- 5月20日 埼玉県建設産業団体連合会第1回理事会
同 埼玉県建設業協会通常総会
- 5月21日 埼玉県電気工事工業組合通常総代会
- 5月22日 埼玉県設備設計事務所協会通常総会
同 埼玉県建築安全協会理事会
- 5月23日 埼玉県造園業協会定時総会
同 埼玉県測量設計業協会通常総会
同 埼玉県地質調査業協会通常総会
同 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会
- 5月28日 埼玉県電業協会定時総会
- 5月29日 埼玉県生コンクリート工業組合通常総会
- 5月29日 新入社員研修
～ 30日
- 6月 6日 埼玉建築設計監理協会通常総会
- 6月10日 埼玉県道路利用者会議総会（伊田会長出席）
- 6月11日 現場指導者育成研修
- 6月12日 埼玉建築士会通常総会
- 6月13日 埼玉県建築士事務所協会定時総会
- 6月18日 埼玉県建設産業団体連合会通常総会
- 6月24日 全国防犯協会連合会評議員会（伊田会長出席）
- 6月25日 埼玉建設工事関係者連絡会議（知久常務出席）
- 6月26日 全国建設産業団体連合会通常総会（伊田会長、知久常務出席）

建産連NEWS

KENSANREN NEWS

建産連NEWS 第185号

令和7年7月23日発行

発 行 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広報委員会

〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7

T E L 048-866-4301

F A X 048-866-9111

U R L <https://www.sfcc.or.jp/>

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 会員名簿 (順不同)

〒 336-8515 さいたま市南区鹿手袋 4-1-7 建産連会館 1 階
 一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
 会 長 伊田 登喜三郎

電 話 048-866-4301
 F A X 048-866-9111
 U R L <https://www.sfcc.or.jp/>

(2025 年 6月18日現在)

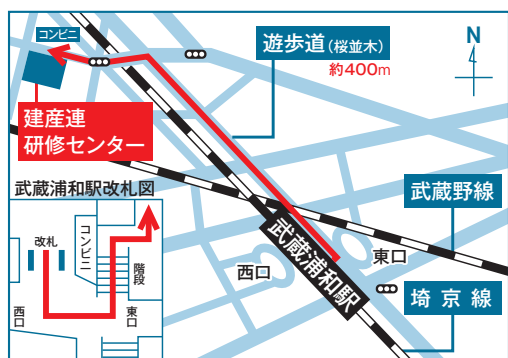
構 成 団 体 名	代 表 者	〒	所 在 地	電話番号	F A X
一般社団法人 埼玉県建設業協会	会 長 小川 貢三郎	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(861)5111	048(861)5376
一般社団法人 埼玉県電業協会	会 長 積田 優	〃	〃	048(864)0385	048(864)0327
一般社団法人 埼玉県造園業協会	会 長 阪上 清之介	〃	〃	048(864)6921	048(861)9641
東日本建設業保証株式会社埼玉支店	支店長 柴原 圭一	330-0063	さいたま市浦和区高砂 4-3-15 K・Sビル 5 階	048(861)8885	0120(027)336
埼玉県電気工事工業組合	理事長 佐藤 隆行	331-0813	さいたま市北区植竹町 1-820-6 埼玉電気会館 2 階	048(663)0242	048(663)0298
一般社団法人 埼玉県空調衛生設備協会	会 長 長沼 章	338-0002	さいたま市中央区下落合 4-8-10	048(855)4111	048(853)0676
一般社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 西浦 建貴	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(866)4381	048(866)4382
埼玉県型枠工事業協会	会 長 白戸 修	〃	〃	048(862)9258	048(862)9275
一般社団法人 埼玉建築士会	会 長 丸岡 庸一郎	〃	〃	048(861)8221	048(864)8706
一般社団法人 埼玉県建築士事務所協会	会 長 佐藤 啓智	〃	〃	048(864)9313	048(864)9381
一般社団法人 埼玉建築設計監理協会	会 長 神田 廣行	〃	〃	048(861)2304	048(863)2495
一般社団法人 埼玉県測量設計業協会	会 長 及川 修	〃	〃	048(866)1773	048(864)3055
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 和彦	〃	〃	048(862)2542	048(862)9764
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 石綿 弘	362-0014	上尾市本町 1-5-20	048(773)8171	048(773)8175
埼玉県下水道施設維持管理協会	会 長 松本 朗	330-0061	さいたま市浦和区常盤 7-1-1 大黒屋オフィスビル3階 (横エコロジーフォース 内)	048(762)6520	048(762)6521
一般財団法人 埼玉県建築安全協会	理事長 江口 満志	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(865)0443	048(845)6720
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 首藤 和彦	〃	〃	048(864)9731	048(838)9490
埼玉県地質調査業協会	会 長 関口 彰伸	〃	〃	048(862)8221	048(866)6067
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 松原 浩明	336-0017	さいたま市南区南浦和 3-17-5	048(882)7993	048(883)3500
一般社団法人 埼玉県設備設計事務所協会	会 長 竹馬 章二	330-0063	さいたま市浦和区高砂 3-10-4	048(864)1429	048(866)5385
埼玉アスファルト合材協会	理事長 中原 誠	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(838)5636	048(816)9415

賛助会員

一般社団法人 さいたま市建設業協会	会 長 斎藤 恵介	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(863)3203	048(863)1794
特定非営利活動法人 埼玉県建設発生土リサイクル協会	理事長 小沢 正康	336-0031	さいたま市南区鹿手袋 4-1-7	048(839)2900	048(839)2901

研修・会議にご利用ください

埼玉建産連研修センター



武蔵浦和駅東口から
花と緑の散歩道
(遊歩道)を歩き、
約10分で到着します。

所在地 さいたま市南区鹿手袋4-1-7

電話 048-861-4311

H P <https://www.sfcc.or.jp/>

開館時間 午前9時～午後5時(月～金)

※どなたでもご利用いただけます

埼玉建産連研修センター簡易料金表

会議室名称		料金区分	午前	午後	全日
		最大収容人員	9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00
3階	大ホール	机席 3人掛 270人 (2人掛 180人)	42,500円	47,500円	64,000円
2階	200会議室	机席 3人掛 153人	28,500円	35,500円	46,000円
	201会議室	机席 3人掛 99人	16,000円	18,000円	23,500円
	202会議室	机席 3人掛 45人	8,500円	9,500円	12,500円
	203会議室	コの字 3人掛 15人	4,000円	4,500円	6,000円
1階	101会議室	机席 3人掛 104人	18,000円	20,000円	26,000円
	102会議室	コの字 3人掛 15人	3,500円	4,000円	5,500円
	103会議室	机席 3人掛 61人	12,000円	13,000円	17,500円

『建産連ニュース』 データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

一般社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <https://www.sfcc.or.jp/>

2012年4月